

文京区一般廃棄物処理基本計画(モノ・プラン文京)中間年度見直し版(素案)について

1 概要

「文京区一般廃棄物処理基本計画(モノ・プラン文京)」(計画期間令和3年度～12年度。以下「計画」という。)の中間年度見直し版(以下「見直し版」という。)の素案を取りまとめたので報告する。

なお、見直しに当たっては、家庭ごみ組成分析調査や区民アンケート調査などの基礎調査を行った上で、リサイクル清掃審議会(以下「審議会」という。)において検討を重ねて来た。

2 審議会の検討経過

令和6年 5月	諮問
6月～ 7月	基礎調査
11月～12月	国内外の動向や基礎調査結果など課題の整理
令和7年 2月～ 7月	見直し案の検討
8月	見直し版(素案)の作成

3 見直しの方向性

現行計画の方向性は維持しつつ、令和7年4月から開始したプラスチック分別回収事業を計画に位置付けるとともに、このことによるごみの減量効果を考慮し、反映した。

4 見直し版(素案)

別紙のとおり

5 今後の予定

令和7年 10月～11月	パブリックコメントの実施
令和8年 1月	審議会より答申
2月	議会報告(見直し版(案))
3月	公表

文京区一般廃棄物処理基本計画 (モノ・プラン文京)

中間年度見直し版（素案）

目次

第1章 中間年度見直しについて	1
1. 1 中間年度見直しの目的	1
1. 2 リサイクル清掃事業をとりまく状況の変化	1
1. 3 計画前半期の実績	2
1. 4 見直しの方向性	2
1. 5 計画の位置付け	3
1. 6 計画の期間	3
第2章 リサイクル清掃事業の課題	4
2. 1 地域特性から見た特徴と課題	4
2. 2 区民・事業者等との連携	8
2. 3 3Rの課題	8
2. 4 適正処理の課題	10
第3章 基本理念・基本方針	12
3. 1 基本理念	12
3. 2 基本方針	13
第4章 計画の推進体制	14
4. 1 双方向の情報交換と区民参画	14
4. 2 区の推進体制	14
4. 3 文京区リサイクル清掃審議会	14
4. 4 PDCAサイクルによる進捗管理	15
第5章 計画の目標	16
5. 1 2024（令和6）年度のごみ・資源量の推計	16
5. 2 現状の排出量で推移した場合のごみ量の予測	17
5. 3 現行計画の目標達成状況	18
5. 4 減量目標達成後のごみ量	19
第6章 進捗の管理	20
6. 1 基本指標	20
6. 2 モニター指標	21
6. 3 PDCAサイクルによる進捗評価の概要	22
第7章 目標達成のための具体的施策	23
7. 1 重要施策	23
7. 2 施策の体系	37
7. 3 個別施策	38
第8章 生活排水処理	53
8. 1 収集状況	53
8. 2 処理方法	53

本計画内の表記について

※図表の数値については、端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

第1章 中間年度見直しについて

1.1 中間年度見直しの目的

文京区では、2021（令和3）年3月に策定した「文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）」（以下「現行計画」といいます。）に基づき、基本理念に掲げる「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」を目指して、様々な施策を実施してきました。これらの施策と区民の皆様のご協力により、人口が増加しているにもかかわらず、2020（令和2）年度以降、文京区のごみ量は着実に減少しています。

現行計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間ですが、中間年度（2025（令和7）年度）で見直しを行うこととしています。今回の中間年度見直しは、過去5年間の事業実績と状況変化をまとめ、今後5年間の事業実施に必要な修正を行うものです。

1.2 リサイクル清掃事業をとりまく状況の変化

（1）持続可能な開発目標（SDGs）の進捗状況

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、持続可能な世界を実現するための、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標として、17のゴールと169のターゲットから構成されています。現在の進捗を評価する「持続可能な開発目標（SDGs）報告2024」によると、二酸化炭素排出量は、原単位（一定量の生産物を作る過程で排出する二酸化炭素の排出量の単位）は11%減少しているものの、全体的な傾向としては世界全体の二酸化炭素の排出量は増加し続けています。その結果、2023（令和5）年は観測史上最も暑い年になり、世界の平均気温は産業革命以前の水準を1.45℃上回っています。食品ロスについては、毎日10億食分のまだ食べられる食料が廃棄されています。

（2）第五次循環型社会形成推進基本計画

2024（令和6）年8月には、「第五次循環型社会形成推進基本計画（循環経済を国家戦略に）」が閣議決定されました。循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と併せて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題としています。

（3）食品ロスの削減

2019（令和元）年10月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、2020

（令和２）年３月には、行政、事業者、消費者等の取組の指針となるものとして「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が策定されました。また、2025（令和７）年３月には、第二次基本方針が公表されました。

2021（令和３）年３月には、「東京都食品ロス削減推進計画」が策定されました。2030（令和12）年の食品ロス発生量半減、2050（令和32）年の食品ロス発生量実質ゼロを目指して、①発生抑制（リデュース）を基調とした持続可能な循環型社会へ、②先進技術を活用した食品ロスの削減、③フードサプライチェーンにおける取組の推進、④未利用食品の有効活用の推進、⑤食品リサイクルの推進の５つを掲げています。

（４）プラスチック資源循環

2022（令和４）年４月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、従来の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の対象であったプラスチック製容器包装に加え、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物についてもリサイクルを可能とする仕組となりました。区市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように努めることとされました。

東京都では、都内区市町村が実施するプラスチック製容器包装やプラスチック製品の分別回収について、その経費の一部を補助する施策を実施しています。

（５）2050年「ゼロカーボンシティ」宣言

文京区は、2022（令和４）年２月文京区議会定例議会区長施政方針において、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

1.3 計画前半期の実績

第５章第３節に示すように、現行計画では、「基本指標１ 区民１人１日当たりの総排出量（g/人日）」「基本指標２ 区民１人１日当たりの家庭ごみ排出量（g/人日）」を基本指標として目標値を設定し、進捗状況を管理しています。2024（令和６）年度の実績値は、基本指標１、基本指標２ともに目標値を達成しています。2024（令和６）年度に実施した「文京区一般廃棄物処理基本計画中間年度見直しに係る基礎調査」では、区民１人１日当たりのごみ量（排出原単位）が減少している結果となりました。

1.4 見直しの方向性

中間年度見直しに当たって、「1.3 計画前半期の実績」のとおり、現行計画は有効に機能していることから、現行計画の方向性は維持しつつ、状況の変化に対応していくことと

します。

2025（令和7）年4月から区内全域でプラスチック製容器包装及びプラスチック製品を対象とした、プラスチック分別回収を実施しています。この事業を計画に位置付けるとともに、プラスチック分別回収によるごみの減量効果を考慮して、基本指標の目標値に反映します。

1.5 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項に位置付けられる一般廃棄物処理基本計画です。

『「文の京」総合戦略』を上位計画とし、国や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合の計画等との整合性を図って策定しています。

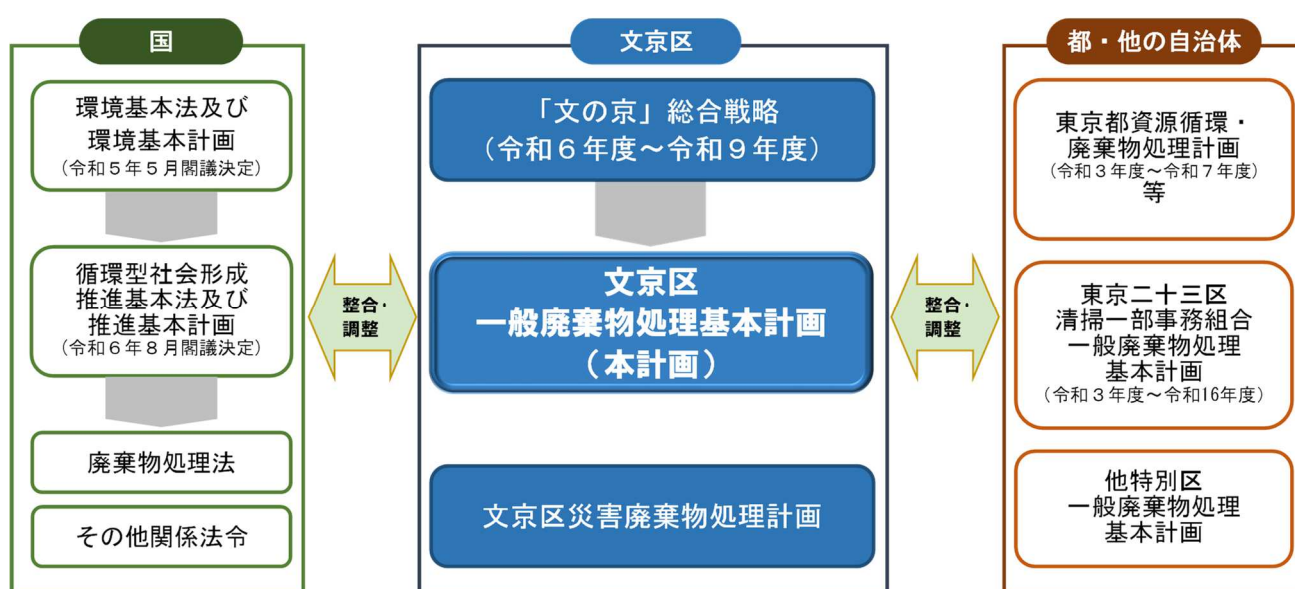


図 1-1 本計画の位置付け

1.6 計画の期間

今回策定した計画は、中間年度における見直しであり、計画期間は現行計画の後半期、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度とします。



図 1-2 計画期間

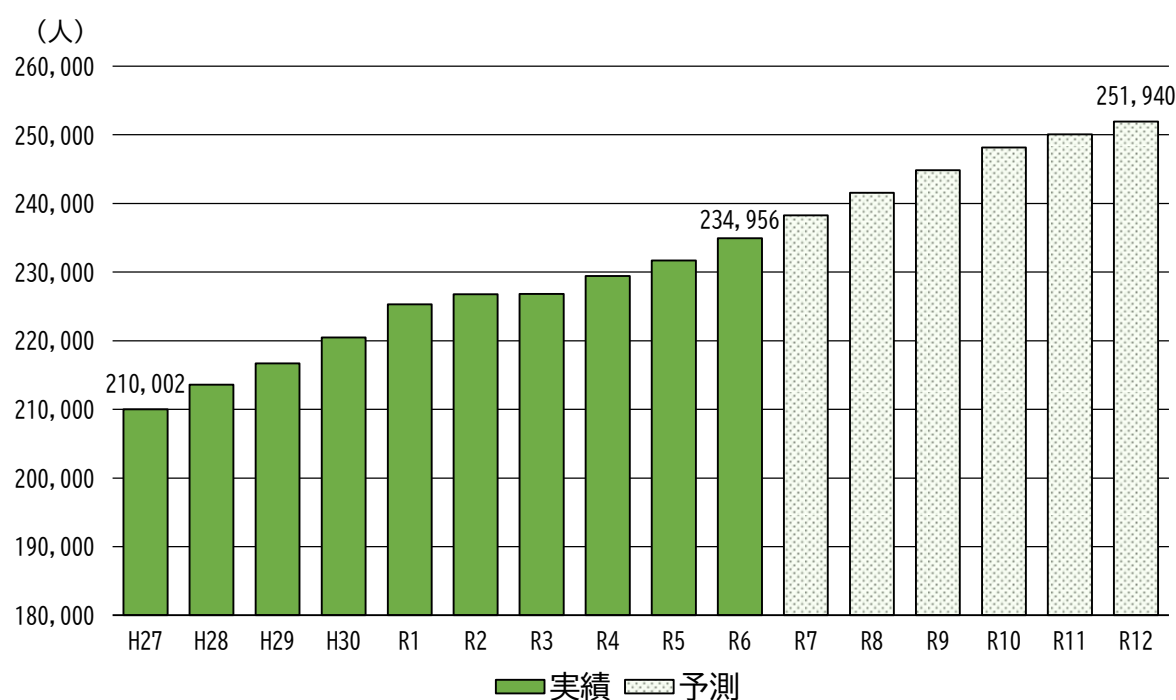
第2章 リサイクル清掃事業の課題

2.1 地域特性から見た特徴と課題

(1) 人口

本区の人口は、2015（平成 27）年度の 210,002 人から 2024（令和 6）年度の 234,956 人へと、24,954 人（11.9%）増加しています。今後も、人口増加が続き、2030（令和 12）年度には 251,940 人になると予測しています。

人口増は区収集ごみ量増加の大きな要因ですので、遅滞なくごみや資源を収集できる態勢の確保が必要です。



（各年度 10 月 1 日現在）

（出典）実績：住民基本台帳 予測：本計画予測値

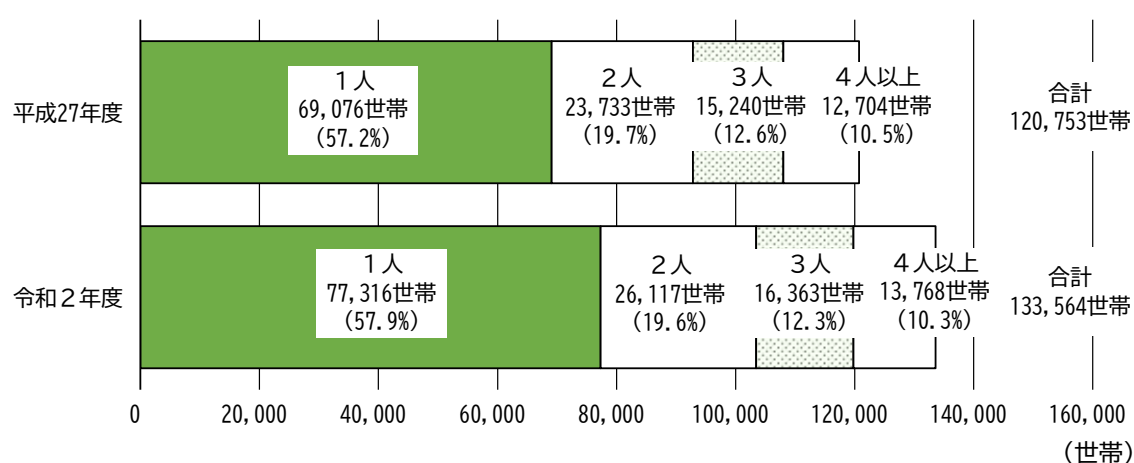
図 2-1 本計画における人口の推移

(2) 世帯構成

2015（平成27）年と2020（令和2）年の国勢調査における結果を比較すると、文京区の1人世帯は8,240世帯増加しています。この中には、地域との結びつきが比較的弱いとされるワンルームマンションなどに居住する若年単身者も多いと考えられます。これらの世帯に対して、ごみ・資源の分別や排出方法などの基礎的な情報を、効果的に伝える方策を検討する必要があります。

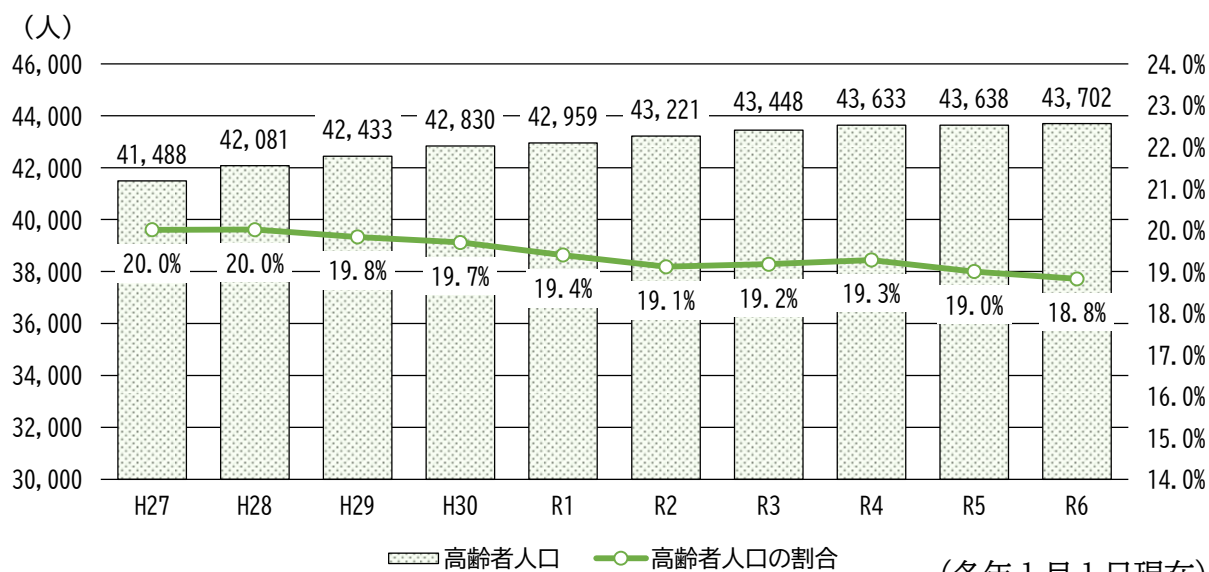
一方で、65歳以上の高齢者人口は高い水準を維持しており、ごみ出しが困難な高齢者等を対象とした訪問収集などの施策が、引き続き重要になってきます。

また、外国人住民の人口、割合ともに増加傾向にあり、言葉や習慣の異なる外国人住民に向けた取組も必要です。



(出典) 国勢調査

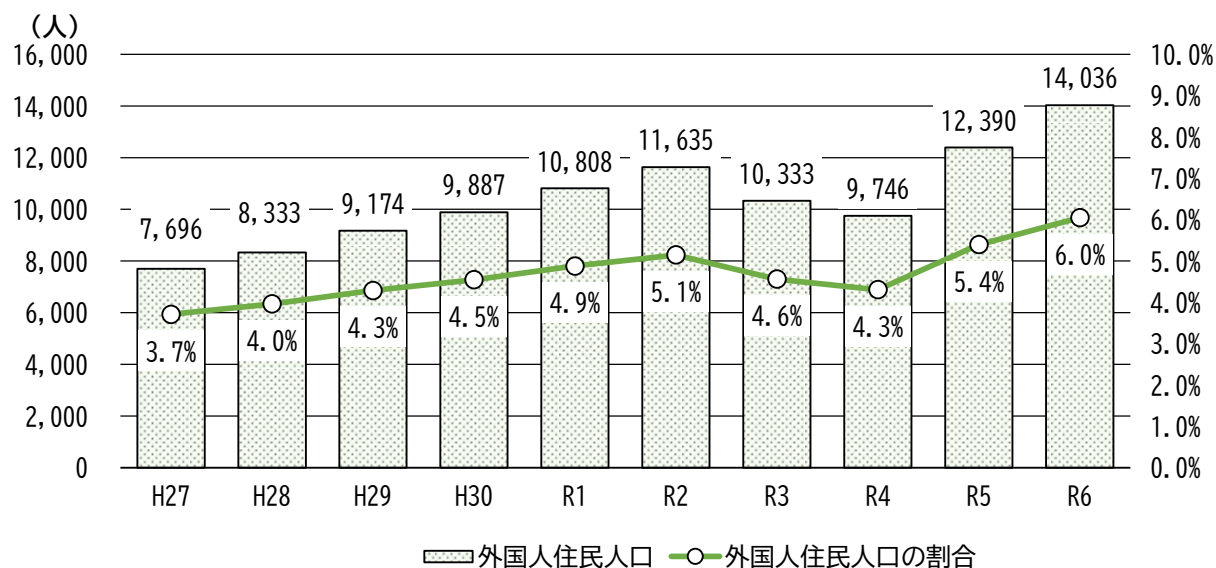
図2-2 世帯構成



(各年1月1日現在)

(出典) 住民基本台帳

図2-3 高齢者人口



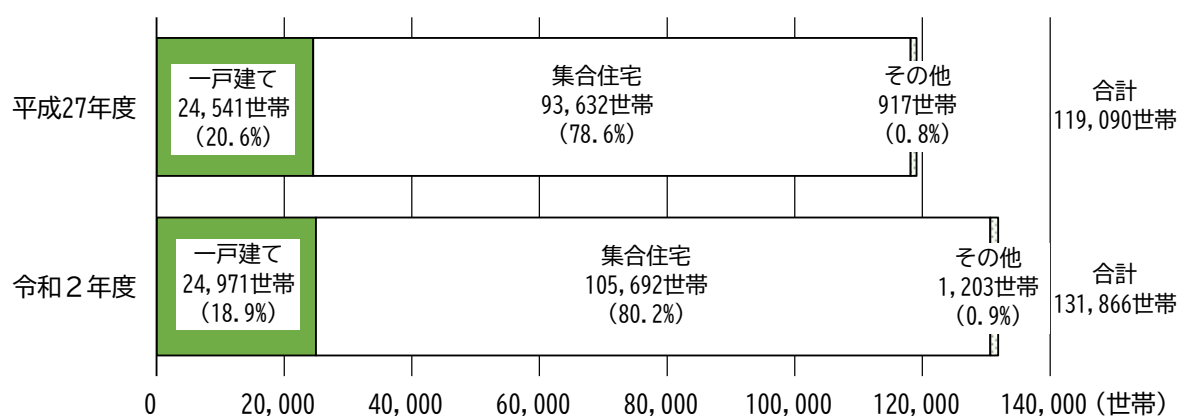
(各年1月1日現在)

(出典) 住民基本台帳

図2-4 外国人住民人口

(3) 住居形態

同じく 2015 (平成 27) 年と 2020 (令和 2) 年の国勢調査における結果によると、全世帯のうち集合住宅に居住する世帯は 12,060 世帯増加しており、80.2%の世帯が集合住宅に居住しています。集合住宅の増加傾向が見られることから、集合住宅の特性を生かした普及啓発や施策を推進する必要があります。

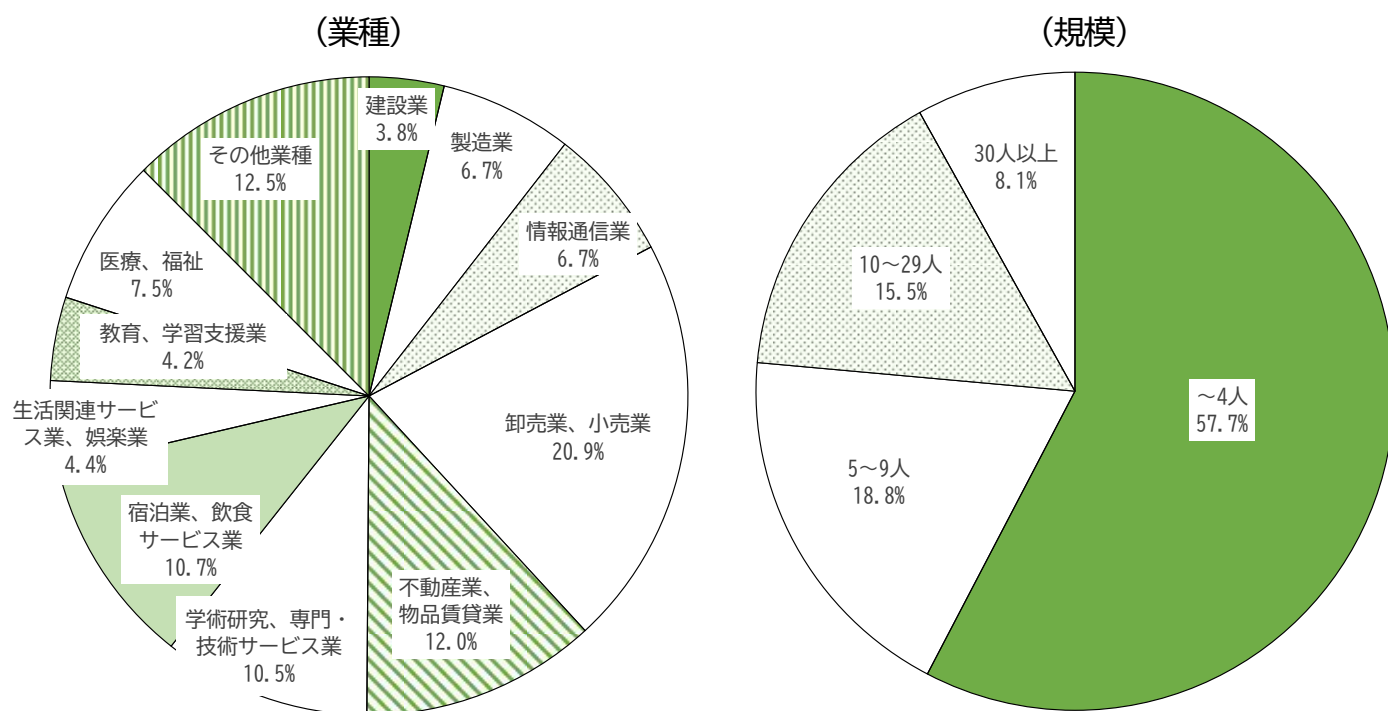


(出典) 国勢調査

図2-5 住居形態

(4) 事業活動

2021（令和3）年の経済センサス活動調査報告によると、本区内の事業所の57.7%は従業員数が4人以下の事業所です。事業活動に伴って排出されるごみについては自己処理が原則ですが、排出日量50kg未満もしくは従業員20人以下の事業所に限って、例外的に有料でごみ集積所に排出することができます。これらの事業所については、許可業者収集への移行の推進や、区収集を利用する場合においては、事業系有料ごみ処理券の貼付が徹底されるような施策を検討する必要があります。



(出典) 2021（令和3）年経済センサス活動調査結果

図2-6 事業所の業種と規模

2.2 区民・事業者等との連携

本計画を具体的かつ効果的に遂行するためには、区民等の協力と各主体間の信頼関係の構築が不可欠です。区は、区民等が主体的にリサイクル清掃事業に参画できるよう、区民等との双方向の情報交換を図る必要があります。また、区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するためには、地域活動団体やNPOの役割が重要です。区は、引き続き、これらの団体と協働しながらリサイクル清掃事業を推進するとともに、団体が自主的かつ積極的に活動できるよう、育成支援を行っていく必要があります。

2.3 3Rの課題

(1) 分別の徹底

2024（令和6）年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみには紙類、びん、缶、ペットボトルなどの資源物が23.7%含まれており、分別の徹底が必要です。可燃ごみに含まれている資源物のうち、紙類が14.9%を占め、さらに紙類のうちリサイクル可能な雑がみが10.3%を占めていることから、雑がみに絞った普及啓発や排出対策について検討が必要です。

また、拠点回収品目が8.3%あり、そのうち衣類が5.0%を占めていることから、区民への意識啓発や回収量を高める取組が必要です。

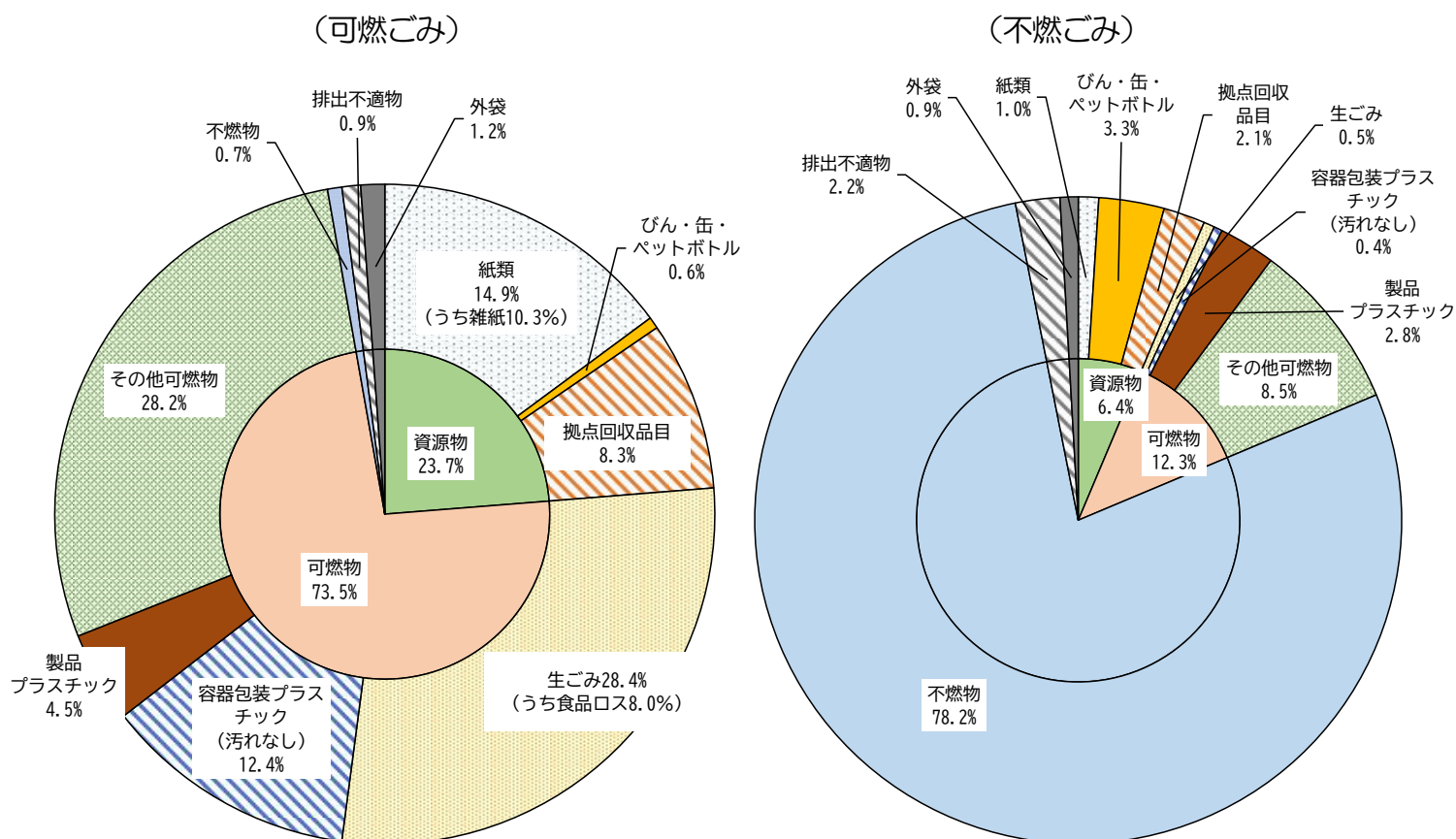


図 2-7 2024（令和6）年度文京区家庭ごみ組成分析調査結果

（２）プラスチックごみの削減

区では、2025（令和7）年4月からプラスチックの分別回収を実施しています。2024（令和6）年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみにはプラスチック分別回収の対象となるプラスチックが18.9%含まれています。プラスチック分別回収は、ごみ減量効果のほか、温室効果ガスの削減効果などの環境負荷の低減が期待されることから、プラスチック分別回収の協力率が高まるような普及啓発施策について検討する必要があります。

循環型社会を実現するためには、リサイクルよりもリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を優先する必要があることから、事業者・区民・区の三者が連携して脱プラスチックに取り組んでいく必要があります。

（３）食品ロスの削減

2024（令和6）年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、家庭から出る可燃ごみのうち、食べられるのに捨てられてしまう食品ロスが8.0%含まれていました。我が国は、食料の多くを海外から輸入しているため、食品の廃棄は、食品の生産や流通に伴うエネルギーを無駄遣いすることだけでなく、温室効果ガスの発生を引き起こすことにもつながります。また、世界には飢えで苦しむ人々が多数いるなど食糧不足は国際的な課題となっており、「飢餓をゼロに」がSDGsの目標2として掲げられています。このように食品ロスの削減は国際社会に共通する重要な課題となっていることから、区が取り組んでいるフードドライブやフードシェアリングサービス「文京×タベスケ」、ぶんきょう食べきり協力店などの食品ロスを削減する施策のさらなる普及啓発と、区民や事業者が参加しやすい仕組み作りについて検討する必要があります。

（４）事業系ごみの減量

2024（令和6）年度の文京区のごみ量推計によると、持込ごみを含め、文京区のごみの半分以上が事業系ごみです。事業系ごみは、事業者の責任で処理するのが原則ですので、事業系ごみについても、3Rの促進等によるごみ減量施策について検討する必要があります。

2.4 適正処理の課題

(1) 円滑な収集・処理

2021（令和3）年度から区収集ごみ量は減少していますが、区では2025（令和7）年4月からプラスチック分別回収を実施しているため、必要な人員や機材が増加しています。ごみや資源を円滑に収集するには人員・機材・費用の確保が必要不可欠です。また、全国各地で毎年のように災害が発生し、災害廃棄物の適正処理が問題となっています。平常時だけでなく災害時においても、排出されたごみを生活環境に影響を及ぼさないよう遅滞なく収集するとともに、まちの早期の復旧・復興に資する体制を整備しておく必要があります。

収集したごみを適正に処理するため、十分な能力を持った清掃工場等の中間処理施設を確保しておく必要があります。中間処理施設は、計画から施設整備まで長い期間を要することから、東京二十三区清掃一部事務組合や他の特別区と連携して、中間処理施設の円滑な確保が必要です。

(2) ごみ処理の工程で発生する環境負荷の抑制

3R（リデュース・リユース・リサイクル）により、ごみとなるものを減らすことは、循環型社会の形成に向けて重要な取組です。また、全てのごみを資源化するなどして焼却や埋立てるごみを出さない「ゼロ・ウェイスト」の概念も広まりつつあります。

しかし、最終的にごみとなるものを無くすことは難しく、持続的発展が可能な循環型社会の実現のためには、ごみとなってしまったものの適正処理も重要です。収集・運搬・焼却処理・埋立処分といった、ごみ処理の全工程にわたって、温室効果ガスやエネルギーの削減だけでなく、騒音や悪臭などを含めた環境負荷を抑制する総合的な努力が必要です。

(3) ごみ出しマナーの向上

ごみ出しマナーは、ごみ処理の効率に影響するばかりでなく、地域の公衆衛生や景観に対しても大きく影響します。ごみ集積所における問題は、地域社会でトラブルになる場合もあり、ごみ出しマナーの向上のために、適切な相談・指導などを行う必要があります。

(4) 事業系ごみの自己処理責任の徹底

「廃棄物処理法」や「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」では、「事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されており、事業所から排出されるごみは、一般廃棄物処理業者に処理委託をするなどの自己処理が原則です。区の財政負担の軽減や民間活力の育成という面からも、事業系一般廃棄物の民間処理を推進する必要があります。

（５）小型充電式電池の収集・処理

近年、小型充電式電池を原因とするごみ収集車や処理施設での火災が増加しています。そのため、小型充電式電池や電池内蔵型の小型家電製品の安全な収集・処理に取り組んでいく必要があります。

区では、2025（令和7）年3月から小型充電式電池等の窓口回収をリサイクル清掃課及び播磨坂清掃事業所で開始しており、適切な処理について区民に周知する必要があります。

（６）家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみの有料化については、ごみ減量効果があることが他自治体の事例で明らかであることに加え、多摩地域ではすべての市で実施されています。国は、「一般廃棄物処理有料化の手引き」を発行するなど、家庭ごみの有料化を推進することを明確にしています。

東京 23 区の清掃工場の多くが建替時期を迎えるなかで、ごみの焼却余力を確保するためにはさらなるごみ減量化が必要です。そのため、減量化対策の一つとして、家庭ごみの有料化について検討していく必要があります。検討に際しては、不法投棄や経済的負担など、区民が懸念する事項に配慮する必要があります。

第3章 基本理念・基本方針

3.1 基本理念

現行計画の基本理念「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」は、本区が国に先駆けて行ってきた2R（Reduce（発生抑制）とReuse（再使用））を優先する考え方などを考慮して設定されました。この考え方は、計画策定後、5年が経過した現在でも、色あせるものではありません。

私たちは物質的に恵まれた豊かな暮らしを享受していますが、その陰で、大量の食品ロスを生み出し、便利に使われたプラスチックが海洋汚染を引き起こすなど、廃棄物問題が、その恩恵を享受していない人間や人間以外の生物にも影響を及ぼしており、世界的な課題となっています。

世界は、貧困、人権、平和など様々な問題に直面しています。SDGsはこのような地球規模の問題について、「誰ひとり取り残さない」という共通理念の基に掲げられたゴールとターゲットです。私たちが循環型社会を実現することは、世界につながっています。そして、私たちが享受している豊かさは、将来世代のニーズも満たすよう継承していかなければならないことは言うまでもありません。そして何よりも、循環型社会の実現は、今、文京区に生きる私たち自身のためであるということを忘れてはなりません。

以上より、基本理念及びキャッチフレーズは現行計画を引き継ぐものとします。

区民が安心して暮らせる循環型社会の実現
～ 私たちのために、世界のために、そして未来のために ～

3.2 基本方針

区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するため、引き続き、次の3つの基本方針に基づき事業を実施します。

基本方針1 区民・事業者・区が協働で取り組む2Rの推進

^{リデュース}Reduce（発生抑制）と^{リユース}Reuse（再使用）の2Rを^{リサイクル}Recycle（再資源化）に先立って推進します。2Rの基本は「断る（^{リフューズ}Refuse）」ことなので、区民・事業者が不要物を断りやすいような環境を整備するとともに、私たちのライフスタイルが、世界につながっていることなどについて普及啓発に努めます。

基本方針2 環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進

2Rの取組を行った上で排出された不用物については、リサイクルを推進します。リサイクルの際には、限りある地球資源の有効活用に加え、温室効果ガスをはじめとした環境負荷の低減が世界中で取り組むべき課題となっています。したがって、区がリサイクル手法等を選択する際には、脱炭素の視点に基づいた資源循環を進めていきます。

基本方針3 安全・安心な適正処理の確保

リサイクルを行った上で排出されたごみについては、速やかに収集し、東京二十三区清掃一部事務組合において23区共同で中間処理を行ってごみを減容化した上で、東京都の最終処分場に埋め立てる必要があります。

また、災害時においても、ごみの適正処理は重要なライフラインであると認識し、非常時に備えていきます。

第4章 計画の推進体制

4.1 双方向の情報交換と区民参画

本計画を具体的かつ効果的に遂行するためには、区民等の協力と各主体間の信頼の構築が不可欠です。区は、区民等が主体的にリサイクル清掃事業に参画できるよう、区民等との双方向の情報交換を図る必要があります。そのため、引き続き現行計画に明確に位置付けられている区民参画の考え方を踏襲し、より積極的な区民参画を図っていきます。

また、区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するためには、地域活動団体やNPOの役割が重要です。本区は、これらの団体と協働しながらリサイクル清掃事業を推進するとともに、団体が自主的かつ積極的に活動できるよう、育成支援を行っていきます。

4.2 区の推進体制

本区はリサイクル清掃部署だけでなく、全庁を挙げて本計画の推進を図ります。リサイクル清掃部署は関連する事業を行っている部署と連携しながら事業を進めます。

また、庁内のごみ減量活動等については、引き続き全部署が一体となって取り組んでいきます。

4.3 文京区リサイクル清掃審議会

「文京区リサイクル清掃審議会」は、区長からの諮問事項を審議し、その結果を答申に取りまとめることを中心に運営していますが、リサイクル清掃事業について幅広い意見を述べてもらう場でもあります。本区は審議会と連携しながら、円滑な事業展開を図っていきます。

4. 4 PDCAサイクルによる進捗管理

本計画では、計画策定（Plan）⇒施策実施（Do）⇒施策評価（Check）⇒見直し（Action）というPDCAサイクルにより、毎年度、計画の進捗状況を管理していきます。評価に当たっては、区収集ごみ量や区内の事業所から発生する持込ごみ量などの行政データを把握し、活用します。

また、必要に応じてごみ排出についての実態調査やアンケート調査を行います。

区民の意見を幅広く施策に反映するため、これらのデータを参考に、文京区リサイクル清掃審議会で審議し、評価します。

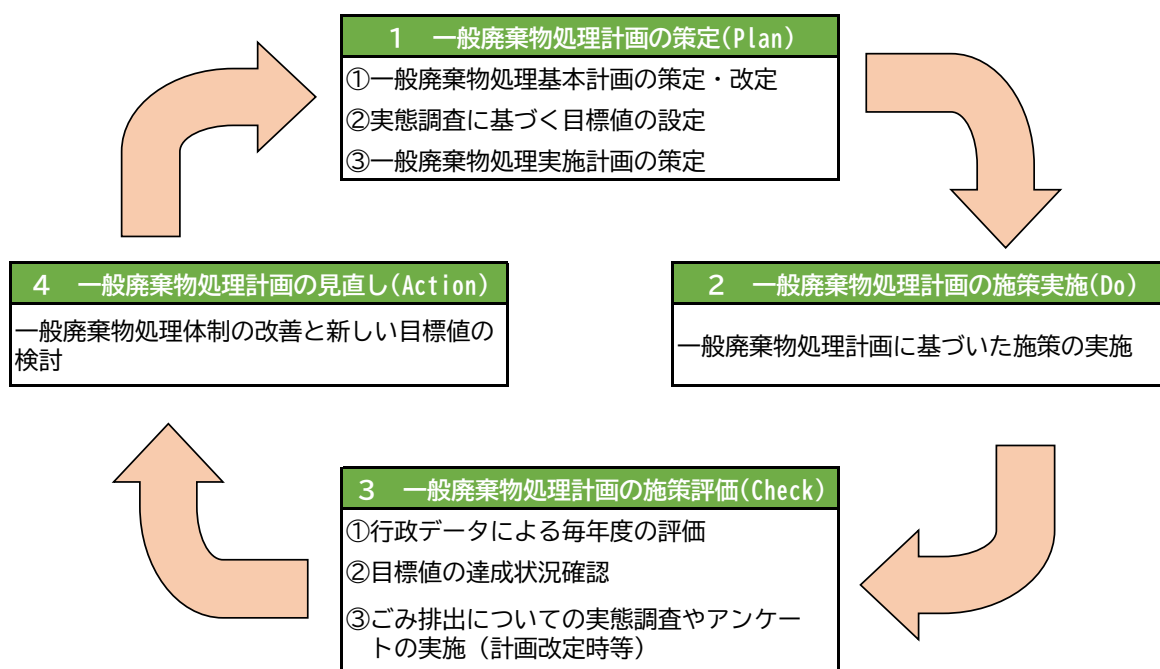


図 4-1 PDCAサイクル

第5章 計画の目標

5.1 2024(令和6)年度のごみ・資源量の推計

2024（令和6）年度に実施した「文京区一般廃棄物処理基本計画中間年度見直しに係る基礎調査報告書」と行政データなどから推計した2024（令和6）年度のごみ・資源量の推計を表5-1に示します。表5-1の左側は年間ごみ・資源量を表したもの、右側は家庭系について人口で除し、1人1日当たりのごみ・資源量をグラムで表したものです。

表5-1 2024（令和6）年度のごみ・資源量の推計

		年間ごみ・資源量(t/年)			1人1日当たりの 家庭系の量 (g/人日)
		家庭系	事業系	合計	
ごみ	区収集可燃ごみ	25,299	12,790	38,089	295.0
	区収集不燃ごみ	772	440	1,212	9.0
	粗大ごみ	1,294	－	1,294	15.1
	持込ごみ	－	18,159	18,159	－
	合計	27,365	31,389	58,754	319.1
資源	拠点回収(行政回収)	203	－	203	2.4
	集積所回収	8,821	－	8,821	102.9
	集団回収	3,236	－	3,236	37.7
	粗大ごみ資源化	417	－	417	4.9
	店頭回収(自主回収)	64	－	64	0.7
	新聞販売店回収	44	－	44	0.5
	自家処理	78	－	78	0.9
	事業系リサイクル	－	22,059	22,059	－
	合計	12,863	22,059	34,922	150.0

5.2 現状の排出量で推移した場合のごみ量の予測

(1) 人口推計

区では、2024（令和6）年度～2027（令和9）年度を期間とする『「文の京」総合戦略』の策定に際して、将来人口を推計しています。推計は5年ごとの値のため、その間の年は人口が直線的に推移すると仮定します。

表5-2 人口推計

		区推計人口			単位（人）
		区人口推計	区人口推計の補間値	令和6年度を1とした係数	本計画の人口推計※
実績	令和5年度	229,653	229,653		
推計	令和6年度		232,923	1.0000	234,956
	令和7年度		236,193	1.0140	238,255
	令和8年度		239,463	1.0281	241,553
	令和9年度		242,733	1.0421	244,852
	令和10年度	246,003	246,003	1.0562	248,150
	令和11年度		247,881	1.0642	250,045
	令和12年度		249,760	1.0723	251,940
	令和13年度		251,638	1.0803	253,835
	令和14年度		253,517	1.0884	255,729
	令和15年度	255,395	255,395	1.0965	257,624

※2024（令和6）年度は実績値。各年度10月1日現在。

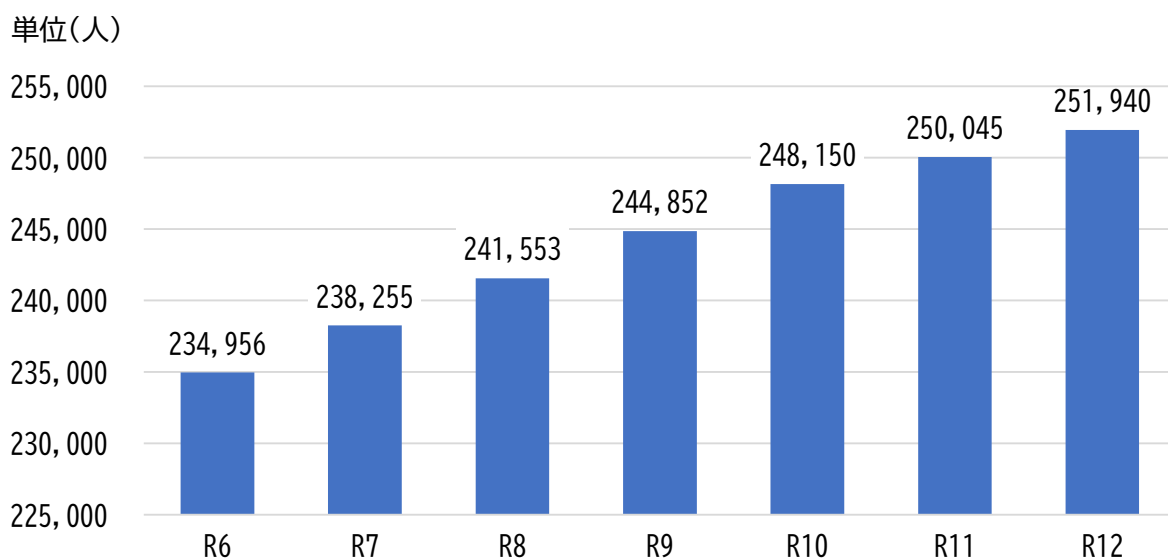


図5-1 人口推計

(2) 現状の排出量で推移した場合のごみ量の推計

表 5-1 で推計した 2024（令和 6）年度のごみ量と表 5-2 で推計した人口を基に、以下の方法で、2030（令和 12）年度のごみ量を推計しました。

- ①家庭系ごみ：1 人 1 日当たりのごみ量は変わらず、人口の増減で変化すると仮定した。
- ②事業系ごみ：2024（令和 6）年度のごみ量で推移すると仮定した。

表 5-3 現状の排出量で推移した場合のごみ量の推計

単位（t/年）

	家庭系				事業系				合計
	可燃	不燃	粗大	小計	可燃	不燃	持込	小計	
令和 6 年度	25,299	772	1,294	27,365	12,790	440	18,159	31,389	58,754
令和12年度	27,128	828	1,388	29,343	12,790	440	18,159	31,389	60,733

*表の数値については、端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

5.3 現行計画の目標達成状況

現行計画では、2つの基本指標で進捗を管理し、ごみ量と資源量について数値目標を設定しました。2024（令和 6）年度の目標値と実績値を比較すると、基本指標 1 の区民 1 人 1 日当たりの総排出量については、目標値 857g/人日に対して実績値は 833g/人日で、目標を達成しています。基本指標 2 の区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量については、目標値 319g/人日に対して実績値は 319g/人日で、目標を達成しています。

表 5-4 現行計画の目標達成状況

単位（g/人日）

目標値		年度	R1	R3	R4	R5	R6	R7	R12
基本指標 1	区民 1 人 1 日当たりの総排出量	目標値		924	900	875	857	837	747
		実績値	958	897	882	847	833		
基本指標 2	区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量	目標値		347	337	327	319	310	269
		実績値	358	361	347	333	319		

5.4 減量目標達成後のごみ量

本計画では、第6章第1節で示す基本指標1及び基本指標2の目標値を数値目標として表5-5のように設定します。減量目標を達成した場合の最終年度のごみ量は表5-6に示すとおりです。

表5-5 本計画の数値目標

		単位（g/人日）	
		令和6年度 （推計値）	令和12年度 （最終目標値）
基本指標1	区民1人1日当たりの総排出量	833	731
基本指標2	区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量	319	257

表5-6 減量目標達成後のごみ量

単位（t/年）									
	家庭系				事業系				合計
	可燃	不燃	粗大	小計	可燃	不燃	持込	小計	
令和6年度	25,299	772	1,294	27,365	12,790	440	18,159	31,389	58,754
令和12年度	21,670	723	1,221	23,614	11,319	388	16,525	28,232	51,846

*表の数値については、端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

第6章 進捗の管理

本計画の目標を達成するためには、毎年度の進捗管理が重要です。進捗状況を管理するために「基本指標」と「モニター指標」という2種類の指標を用いています。基本指標は、具体的な数値目標を設定し進捗状況を管理する指標です。モニター指標は、具体的な数値目標は設定しませんが、毎年度その推移を把握する指標です。

6.1 基本指標

(1) 基本指標と目標値

引き続き、次の2つの基本指標で進捗状況を管理します。

表 6-1 基本指標

基本指標 1	区民 1 人 1 日当たりの総排出量(g/人日)
基本指標 2	区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量(g/人日)

基本指標 1「区民 1 人 1 日当たりの総排出量」は、区が処理に関与するごみ・資源の総量を区民 1 人 1 日当たりの量に換算したものです。リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）、民間ルートでのリサイクル（資源の店頭回収、新聞販売店回収、事業系ごみのリサイクルなど）の結果として減少します。本計画ではごみ減量を図るとともに、資源についても 2R を優先する観点から、これを基本指標として位置付けます。

基本指標 2「区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量」は、家庭から排出される収集ごみの合計を区民 1 人 1 日当たりの量に換算したものです。リデュース・リユースに加えて、分別徹底の効果を測る指標となることから、基本指標として位置付けます。

基本指標の目標値を表 6-2 に示します。

表 6-2 本計画の数値目標（表 5-5 の再掲）

単位（g/人日）

		令和 6 年度 (推計値)	令和12年度 (最終目標値)
基本指標 1	区民 1 人 1 日当たりの 総排出量	833	731
基本指標 2	区民 1 人 1 日当たりの 家庭ごみ排出量	319	257

(2) 進捗の管理方法

進捗状況の管理に使用するデータを表 6-3 に示します。これらの数値を使用して、年度ごとに基本指標を算定し、最終目標年度の目標値と比較することで進捗状況を管理します。

表 6-3 進捗状況を管理するための行政データと仮定値

基本指標の算定式		総排出量 = $W1 + W2 + W3 + W4 + R1$
		家庭ごみ排出量 = $(W1 \times A) + (W2 \times B) + W3$
算定に使用するデータ	行政データ	W1 区収集による可燃ごみ量
		W2 区収集による不燃ごみ量
		W3 粗大ごみ量
		W4 持込ごみ量
		R1 区が収集もしくは関与する家庭系リサイクル量 (集団回収、集積所回収、拠点回収、粗大ごみ資源化分の合計値)
	仮定値(※)	A 区収集による可燃ごみに占める家庭ごみの割合66.4%
		B 区収集による不燃ごみに占める家庭ごみの割合63.7%

※ 家庭ごみ組成分析調査等による推計値（一般廃棄物処理基本計画の改定や大きな分別変更があった時点で実施する。区で実績を把握できないため、新たに調査を実施するまでの間、固定値とする。）

6.2 モニター指標

モニター指標は、ごみ量に関する指標、環境負荷に関する指標、コストに関する指標として、毎年度、その推移を把握します。各指標の具体的な内容は、表 6-4 のとおりです。

表 6-4 モニター指標

ごみ量に関する指標	家庭系リサイクル率
	事業系ごみ量
	事業系リサイクル率
環境負荷に関する指標	最終処分量
	収集車両のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量
コストに関する指標	人口1人当たり年間処理経費
	ごみ・資源1t当たり年間処理経費

6.3 PDCAサイクルによる進捗評価の概要

表 6-5 にPDCAサイクルによる進捗評価の概要を示します。毎年度、行政データを用いて担当部署による点検・評価を行いながら、文京区リサイクル清掃審議会で審議します。また、必要に応じてごみ排出についての実態調査やアンケート調査を実施し、ごみの組成や区民1人1日当たりのごみの排出量、区民や事業者の意識・意向等を把握しながら点検・評価を行っていきます。

表 6-5 PDCAサイクルによる進捗評価の概要

頻度	毎年度	一般廃棄物処理基本計画改定時
点検・評価の方法	行政データや各施策の執行状況や達成状況などを基に実施します。	ごみの組成割合や区民1人1日当たりのごみ量、区民や事業者の意識・意向等についての調査を実施します。
点検・評価の主体	担当部署による点検・評価を基本とし、文京区リサイクル清掃審議会で議論します。	
点検・評価の項目	●基本指標 - 区民1人1日当たりの総排出量(g/人日) - 区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量(g/人日) ●モニター指標 - 家庭系リサイクル率(%) - 事業系ごみ量(万t/年) - 事業系リサイクル率(%) - 最終処分量(t/年) - 収集車両のエネルギー消費量(GJ/年) - 収集車両の温室効果ガス排出量(t/年) - 人口1人当たり年間処理経費(円) - ごみ・資源1t当たり年間処理経費(円)	●左記に次の項目を追加します。 - ごみ・資源のフロー - 家庭系収集ごみ量 - 事業系収集ごみ量 - ごみへの資源物の混入量 - 区が収集・関与するリサイクル量 - 区民の意識・意向 - 事業者の意識・意向 - 新たな施策の環境負荷評価 - 新たな施策のコスト評価
見直し・改善の方法	一般廃棄物処理実施計画に反映します。	一般廃棄物処理基本計画に反映します。
情報公開	区民に対して情報公開します。	

第7章 目標達成のための具体的施策

7.1 重要施策

1 食品ロス削減推進計画

(1) 計画の背景

国内では、まだ食べることができる食品が生産・製造・販売・消費の各段階において、日常的に廃棄され大量の食品ロスが発生しています。その量は、年間約464万t（2023（令和5）年度農林水産省推計）であったとされています。一方で、食料自給率は38%（2023（令和5）年度カロリーベース）で、その多くの食料を輸入に依存しています。

世界では、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1が廃棄され、一方で、飢えや栄養不良で苦しんでいる人々は約7.3億人いると推計されています。このような背景のもと、国際的にはSDGsにおいて、2000（平成12）年度と比較して2030（令和12）年度までに世界の食品ロス発生量を半減するという目標が掲げられています。

国では、「第五次循環型社会形成推進基本計画」（2024（令和6）年8月閣議決定）において、家庭系食品ロス量の2030（令和12）年度の目標値として2000（平成12）年度と比較して食品ロス発生量を半減すると設定しています。また、2025（令和7）年3月に、「食品ロスの削減に関する基本的な方針」が変更され、家庭系食品ロスについては、2030（令和12）年度を待たず早期達成を目指し、総合的に取組を推進するとしています。

東京都では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を2021（令和3）年3月に策定し、2000（平成12）年度の食品ロス発生量約76万tと比較して、2030（令和12）年度に半減、最終目標年度である2050（令和32）年度には実質ゼロにすることを掲げています。

本区では、2024（令和6）年度に実施した「文京区一般廃棄物処理基本計画中間年度見直しに係る基礎調査報告書」において、家庭系可燃ごみの8.0%が食品ロスと推計されており、ごみ減量の視点からも区内での食品ロスの削減が重要です。

これらを踏まえ、「文京区食品ロス削減推進計画」について、過去5年間の事業実績と状況変化をまとめ、今後5年間の事業実施に必要な修正を行うものです。



写真：今回の調査で確認できた直接廃棄（手つかず）の食品等

(2) 基本指針

食品ロスを削減するためには、区民・事業者・区の各主体がその重要性を理解し、食品をつくってくれた方の思いを忘れず、ライフスタイルや事業活動を変えていく必要があります。そのため、本区では食品ロス削減を推進するため基本的な指針を次のように設定します。

一人ひとりが食品ロスを減らす大切さを理解し、行動する
～明るく楽しく果敢に取り組む、食ロス対策～

(3) 目標値の設定

①区の食品ロスの現状

2024（令和6）年度に実施した家庭ごみ組成分析調査では、可燃ごみの中では、生ごみが最も多く28.4%でした。内訳は、直接廃棄（手つかず）が3.6%、直接廃棄（使い残し）が1.1%、食べ残しが3.3%でした。生ごみに占める割合は、直接廃棄（手つかず）が12.5%、直接廃棄（使い残し）が4.1%、食べ残しが11.8%でした。

直接廃棄（手つかず）の品目別割合は、野菜、果物、肉、魚などの生鮮食品が約3割を占めていたほか、菓子やレトルト・インスタント食品、調味料といった比較的長く保存できる食品も2割以上含まれていました。

また、賞味期限前に直接廃棄された食品が1割以上ありました。

食品の廃棄や食べ残しが環境に及ぼす影響についての意識を高めることが重要です。また、保存方法やレシピの工夫などにより食材を上手に食べきる取組の拡大が求められます。

表 7-1 可燃ごみ・生ごみに占める食品ロスの割合

	可燃ごみに 占める割合	生ごみに 占める割合
直接廃棄（手つかず）	3.6%	12.5%
直接廃棄（使い残し）	1.1%	4.1%
食べ残し	3.3%	11.8%
食品ロス小計	8.0%	28.4%
その他生ごみ（調理くずなど）	20.3%	71.6%
合計	28.4%	100.0%

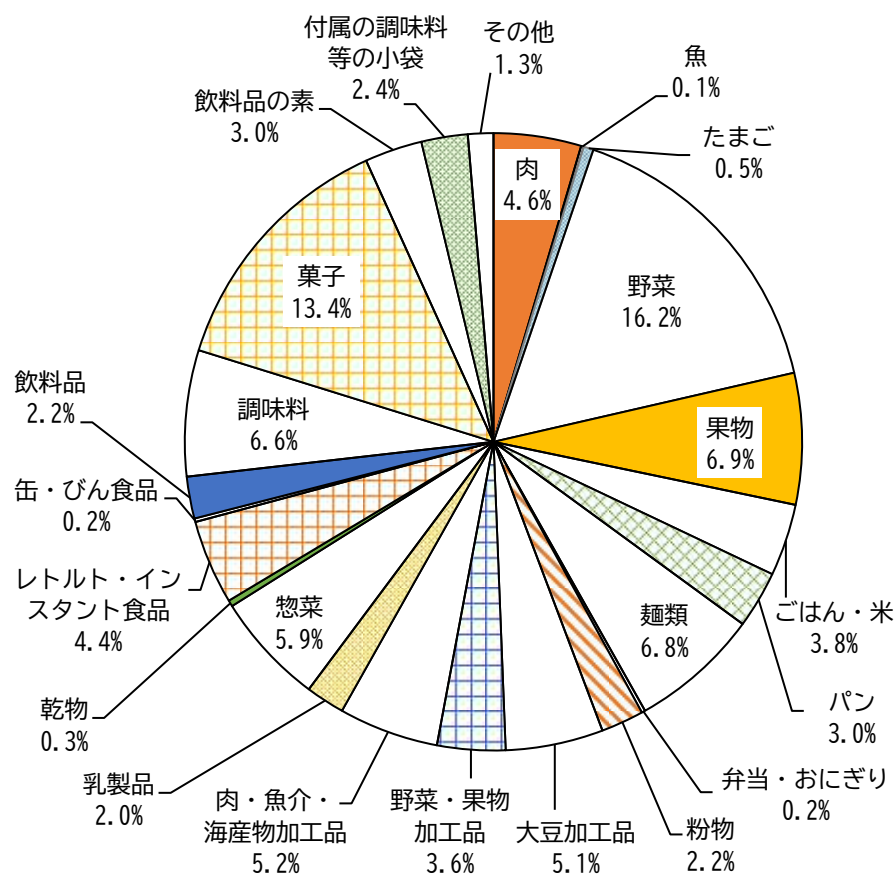


図 7-1 直接廃棄の内訳（品目別割合）

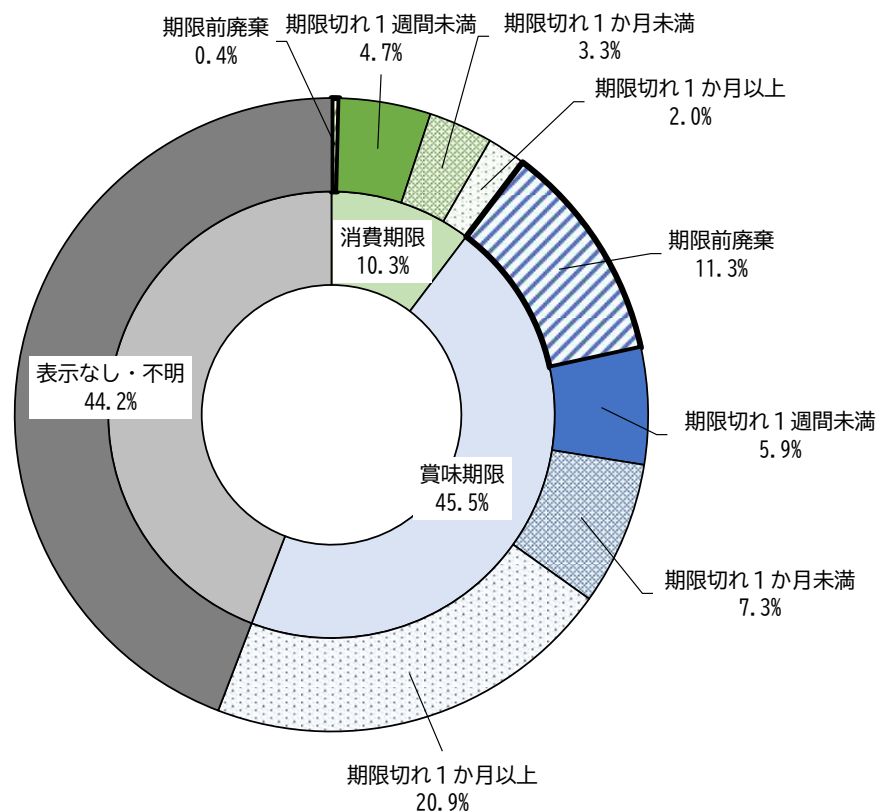


図 7-2 直接廃棄の内訳（廃棄時期別）

②目標値の設定

東京都では、「東京都食品ロス削減推進計画」（2021（令和3）年3月策定）において、2000（平成12）年度の食品ロス発生量約76万tと比較して、2030（令和12）年度に半減、最終目標年度の2050（令和32）年度に実質ゼロにするとしています。2022（令和4）年度の都内の食品ロス発生量は31.7万tと推計されており、2025（令和7）年度時点では、2030（令和12）年度の目標を達成しています。

本区では、2024（令和6）年度の家庭ごみとして排出された食品ロスの量を、区民1人1日当たり23.8gと推計しています。現行計画では、最終年度の2030（令和12）年度に19.4g/人日为目标値として設定していますので、引き続き、この目標値を目指します。

また、事業系食品ロスについても、国及び東京都と協力し、家庭系食品ロスと同程度の削減を目指します。

表 7-2 家庭系食品ロスの発生量の目標値

	令和元年度 (推計値)	令和6年度 (推計値)	令和12年度 (最終目標値)
区民1人1日当たりの 家庭系食品ロスの発生量 (g/人日)	24.3	23.8	19.4
削減率 (令和元年度比)	—	—	20.0%

(4) 進捗管理

①基礎調査等

毎年度の施策の進捗状況を文京区リサイクル清掃審議会に報告し、その内容について幅広い意見を求めています。

2030（令和12）年度の計画改定に向けて、2029（令和11）年度に家庭ごみ組成分析調査、区民アンケート調査及び事業所アンケート調査を実施し、食品ロス削減の進捗状況を踏まえ、計画改定に反映することとします。

国は、概ね5年を目途に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の見直しを検討する予定であり、国や東京都の方針を反映することとします。

②指標

食品ロスを削減するためには、一人ひとりの地道な努力が必要です。そのため、進捗状況を評価する指標として、区民の食品ロス削減に関する認知度・取組等に関する項目を設定し、中間年度見直しのために実施した2024（令和6）年度における区民アンケート調査の目標値を次のように設定しました。前回調査と比較して、フードドライブと「ぶんきょう食べきり協力店」については認知度が上がっていますが、食品ロスの発生頻度や食品ロスを減らすために行っている行動については減少しています。

食品ロスを削減するためには区民一人ひとりの意識を高め、行動を促す必要があります。そのため、2030（令和12）年度の指標を次のように設定しました。

表 7-3 区民の認知度・取組等を評価する指標

質問	選択肢		令和元年度調査	令和6年度調査 (中間)	令和11年度調査 (最終)
「食品ロス」はどのくらいの頻度で出ますか。	ほとんど出ない	目標値		60.0%	60.0%
		実績値	52.3%	50.5%	
「食品ロス」を減らすために日頃から行っていることはありますか。	買いすぎない	目標値		80.0%	80.0%
		実績値	73.1%	72.1%	
	料理を残さない	目標値		70.0%	70.0%
		実績値	62.3%	56.2%	
	冷蔵庫などをこまめにチェックする	目標値		60.0%	60.0%
		実績値	50.7%	47.7%	
	料理を作りすぎない	目標値		40.0%	40.0%
		実績値	30.3%	24.8%	
	食材を無駄なく使う	目標値			70.0%
		実績値		61.2%	
	小容量・使い切りサイズを買う	目標値			50.0%
		実績値		41.5%	
区が実施しているフードドライブ※についてご存知でしたか。	知っていた	目標値		30.0%	30.0%
		実績値	11.3%	16.7%	
「ぶんきょう食べきり協力店」※をご存知でしたか。	知っていた	目標値		30.0%	30.0%
		実績値	4.7%	6.4%	
フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」※をご存知でしたか。	知っていた	目標値			30.0%
		実績値		5.9%	

※フードドライブとは

家庭で余っている食品を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付するボランティア活動のことです。

※ぶんきょう食べきり協力店とは

本区では「たべものにありがとう、ごちそうさま。」を合言葉に、小盛りメニュー、量り売りやばら売りなど、食べ残し対策に取り組む店舗を「ぶんきょう食べきり協力店」として登録し、ホームページやリーフレット等で区民に取組を紹介しています。

※フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」とは

区内の飲食店舗等において期限間近や予約のキャンセルなどで廃棄となりそうな食品を割引価格で Web サイト上などに出品し、お得に食品を購入したい消費者とマッチングするサービスです。

また、区内の宿泊・飲食サービス業について食品ロスを削減するための取組の 2030（令和 12）年度の指標を次のように設定しました。

表 7-4 区内の宿泊・飲食サービス業（※）の取組を評価する指標

質問	選択肢		令和 6 年度調査	令和11年度調査 (最終)
「食品ロス」についてどのような取組を実施していますか。	食材を買いすぎない	目標値		80.0%
		実績値	70.6%	
	作りすぎない	目標値		70.0%
		実績値	64.7%	
	食材の在庫をこまめにチェックする	目標値		60.0%
		実績値	56.9%	
	ごはんの量を調整して提供している	目標値		40.0%
		実績値	37.3%	
	食べ残した料理の持ち帰りに対応している	目標値		40.0%
		実績値	33.3%	
	小盛りメニューを提供している	目標値		40.0%
		実績値	31.4%	
	区の『ぶんきょう食べきり協力店』に登録している	目標値		20.0%
		実績値	13.7%	
	宴会時の食べきり(3010運動)を推奨している	目標値		10.0%
		実績値	5.9%	

※宿泊・飲食サービス業は、従業員数 20 人以下の事業所を対象としている。

(5) 具体的な施策

区の率先した食品ロス削減の取組の推進

○職員の食品ロス削減に向けた普及啓発の実施

食品ロス削減を促進するための仕組み作り

○フードバンク※と連携した食品の再利用

○フードドライブの拡充

○事業者や大学と連携した 3 R 推進・普及活動

○区内店舗との連携体制の強化（ぶんきょう食べきり協力店、フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」）

情報収集と普及啓発

○ぶんきょう食べきり協力店の紹介

○フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」の普及啓発

○特性に応じた多様な普及啓発の推進

○文京 eco カレッジ※の開催

○各種イベントでの普及啓発の実施

※フードバンクとは

まだ食べられるにもかかわらず、様々な理由で処分されてしまう食品を、生活困窮者などに届ける活動及びその活動を行う団体です。

※文京 eco カレッジとは

区のリサイクル清掃事業や環境問題への理解を深めながら循環型社会や3 Rについて学習する講座を「文京 eco カレッジ」として開催しています。

（６）計画の推進体制

食品ロスの削減は、区民及び従業員の一人ひとりがライフスタイルを見直し、事業者が事業活動の転換をしていくことによって成し遂げられるものです。そのため、区ではリサイクル清掃課のみならず、消費生活、産業振興、環境、福祉・保健、教育の各部署と情報を共有し、連携を密にして施策に取り組みます。

（７）区民・事業者・区の行動指針

①行動指針

食品ロスを削減していくためには、区民・事業者・区の三者が可能なことから実施する必要があります。そのほか、事業者には、区民が取り組みやすい環境を整備する取組が必要です。

また、本区には、区民・事業者・区の三者が協働して取り組めるような仕組作りや、情報提供などの役割が求められています。そのため、各主体の行動指針を次のように設定します。

表 7-5 各主体の行動指針

区民		一人ひとりが食品ロスを減らすことの重要性を理解し、行動するように努めます
事業者	一般事業者	従業者が食品ロスの削減に取り組みやすい環境作りに努めます
	食品事業者・飲食店等	区民等が食品ロスの削減に取り組みやすい環境作りに努めます
	従業者	一人ひとりが食品ロスを減らすことの重要性を理解し、行動するように努めます
区		自ら食品ロスの削減に積極的取り組みます
		区民・事業者の食品ロス削減を促進するための仕組みを作ります
		情報を収集し、区民・事業者への普及啓発を行います

②区民行動計画

区民は、食品ロスを減らすため、ライフスタイルにおいて、次のように取り組みます。

○情報収集・学習

- ・国や世界の食料事情など、食品ロスを巡る状況を学習します。
- ・区の食品ロスについて学習します。
- ・食品ロスに関する講習会や料理教室などに参加します。

○食品の購入

- ・「賞味期限」と「消費期限」について正しい知識を持ちます。
- ・買物は賞味期限の近いものから購入します（てまえどり）。
- ・買物の前には、冷蔵庫内をチェックするなど、計画的に必要な分だけ買物をします。
- ・フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」を活用します。

○食品の保存

- ・定期的に冷蔵庫内を確認し、適切な保存と食材を使い切るようにします。
- ・災害時用食料の備蓄については、「ローリングストック法※」で行います。
- ・使い切れない食品でまだ食べられるものは知人に譲る、フードドライブに提供するなどして活用します。

○調理

- ・使いかけの食材から使っていきます。
- ・食べる分だけ作るように心がけます。
- ・残ったものはリメイクレシピを活用し食べきる工夫をします。
- ・野菜の皮などは必要以上に捨てないようにし、食べられる部分はできる限り無駄にしないように調理します。

○食事・外食

- ・食べ物への感謝の気持ちを忘れずに、食べられる量だけ取り分け、残さず食べます。
- ・外食時は食べられる量だけ注文します。
- ・外食する際は、食品ロス削減に取り組む飲食店や「ぶんきょう食べきり協力店」を積極的に利用します。
- ・料理が残ってしまった場合、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰ります。
- ・宴会を行う場合は、「3010 運動※」を実践します。

③事業者行動計画

区内の事業者は、食品ロスを減らすため、事業活動について、次のように取り組みます。

○一般事業者・従業者

- ・社員食堂や従業者等の昼食などで、区民と同様の取組を行います。

○食品事業者

- ・高齢者や単身世帯の増加に対応するため、小分け商品を採用します。
- ・賞味期限・消費期限が近いものは、消費者がお得感をもって購入してもらうための工夫を行います。
- ・特定の日に消費するものは、予約購入制など需要に応じた販売を行い、消費者に活用してもらいます。

○飲食店

- ・小盛りメニューなど、客層に応じた量を提供する工夫をします。
- ・宴会メニューなどは、顧客と相談して量を決めます。
- ・宴会では、「3010 運動」を働きかけます。
- ・ぶんきょう食べきり協力店に登録します。
- ・フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」に登録します。

※ローリングストック法とは

普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が備蓄されている状態を保つための方法です。

※3010（さんまるいちまる）運動とは

宴会時などにおける食べ残しを減らすためのキャンペーンで、開始の30分、最後の10分は皆で料理をしっかり食べきる時間を設けることです。

2 プラスチックごみの削減の推進

(1) 計画の背景

プラスチックは日常生活の様々な場面で大きな役割を果たしています。

しかし、河川から海に流出したプラスチックごみに絡まって動けなくなったウミガメや海岸に打ち寄せられる膨大なプラスチックの映像がメディアで取り上げられ、世界中の人々の関心事になっています。

また、プラスチックが紫外線や波で断片化されてできるマイクロプラスチック（通常、直径5mm以下のプラスチックと定義）は、目には見えにくいものの、食物連鎖を通して生物の体内に入り込み、多くの海洋生物の生死に影響を与えていると推測されています。これらの影響は、食物連鎖の頂点に立つ人類にも無関係であるとは考えられず、最終的には人間の健康や経済活動へも損失を及ぼすことになります。

この問題を解決するため、2019（令和元）年のG20 大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050（令和 32）年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

2022（令和4）年に開催された第5回国連環境総会再開セッションにおいて、海洋プラスチック汚染を始めとするプラスチック汚染対策に関する法的拘束力のある国際文書（条約）について議論するための政府間交渉委員会を立ち上げる決議が採択され、各国政府の交渉が行われているところです。

我が国においては、2019（令和元）年5月、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。この戦略では、基本原則として「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を掲げ、重点戦略として、リデュース（発生抑制）等、リサイクル、再生材バイオプラスチック、海洋プラスチック対策などが掲げられています。

2022（令和4）年4月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、区には、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化について、努力義務が課せられました。そこで、本区では同年10月から翌年2月まで、一部地域でプラスチック分別回収モデル事業を実施し、分別回収を実施する上での課題等を整理、検証しました。ご協力いただいた地域住民の方々からは、分別回収に対し前向きな意見等を頂戴することができました。また、2023（令和5）年7月開催の文京区リサイクル清掃審議会においても、プラスチック分別回収事業の実施について諮問を行い、分別回収を進めることが適当であるとの答申を得ました。

このような背景を踏まえ、2025（令和7）年4月、本区では、区内全域において、プラスチック分別回収を開始しました。

(2) 基本指針

プラスチックごみ問題を解決するためにはリデュースが基本であり、例えばマイバッグを持参してレジ袋を買わないなど、プラスチックをできるだけ使わない取組を最優先する必要があります。そして、飲食店等で使い捨てのプラスチックを勧められても断る(Refuse)^{リフューズ}ことや、プラスチック以外の再生可能な資源を使っている製品に見直すことなども重要です。その上で、発生したプラスチックについては、分別回収を通じてリサイクルを推進することも必要です。

そのため、本区ではプラスチックごみの削減を推進するため基本的な指針を次のように設定します。

プラスチックの使用を減らすライフスタイルへの転換

(3) 目標値の設定

国の「プラスチック資源循環戦略」(2019(令和元)年5月策定)では、2030(令和12)年までにワンウェイプラスチック※を累積25%排出抑制し、容器包装プラスチックの6割をリユース又はリサイクルするなどを目標として掲げています。

また、このような中、本区では、2024(令和6)年度に家庭ごみとして排出されたプラスチックの量を、ペットボトル、汚れのあるもの、複合品、ごみ袋として使用されたプラスチック袋を含めて区民1人1日当たり64.6gと推計しています。ここから、2025(令和7)年4月から実施しているプラスチック分別回収により、これまで可燃ごみとして処分してきたプラスチックのうちの35%をリサイクルするとともに、発生抑制により2024(令和6)年度を基準に毎年約2%削減していくことで、2030(令和12)年度には2019(令和元)年度と比較して約3分の1を削減し、39.5g/人日とすることを目指します。

さらに、事業系プラスチックについても、国及び東京都と連携し、家庭系プラスチックと同程度の削減を目指します。

※ワンウェイプラスチックとは

いわゆる「使い捨て」のプラスチックで、通常、一度使用した後に、その役目を終えるプラスチック製品のことをいいます。

表 7-6 家庭系プラスチックごみ発生量の目標値

	令和元年度 (推計値)	令和 6 年度 (推計値)	令和12年度 (最終目標値)
区民 1 人 1 日当たりのプラスチック ごみの発生量 (g/人日)	59.3	64.6	39.5
削減率 (令和元年度比)	—	—	33.4%

(4) 進捗管理

毎年度の施策の進捗状況を文京区リサイクル清掃審議会に報告し、その内容について幅広い意見を求めています。

2030 (令和 12) 年度の計画改定に向けて、2029 (令和 11) 年度に家庭ごみ組成分析調査、区民アンケート調査及び事業所アンケート調査を実施し、プラスチックごみ削減の進捗状況及びプラスチックごみ削減に関する認知度や取組等を踏まえ、計画に反映することとします。

(5) 具体的な施策

区の率先したプラスチックごみ削減の取組の推進

- 職員のプラスチックごみ発生抑制行動の推進
- 区が主催する会議におけるペットボトル飲料の提供自粛

プラスチックごみ削減を推進するための仕組づくり

- 東京都と連携した事業系プラスチック対策

情報収集と普及啓発

- 事業系プラスチックの排出実態の把握
- 事業用大規模建築物の所有者への指導・啓発
- 事業用中規模建築物の所有者への指導・啓発
- 先進的な取組事例の紹介
- 特性に応じた多様な普及啓発の推進

プラスチック分別回収の推進

- プラスチック回収量の増加
- 回収するプラスチックの品質向上

(6) 区民・事業者・区の行動指針

①行動指針

プラスチックごみ削減を推進するためには、区民・事業者・区の三者ができることから実施する必要があります。そのほか、販売事業者にはプラスチックを使わない製品を販売すること、飲食店等には使い捨てのプラスチック食器類をプラスチック以外に代替するな

どの取組が求められます。

また、区には、自ら率先してプラスチックごみ削減に取り組むとともに、東京都と協働した事業系プラスチック対策や情報提供などの役割が求められています。そのため、各主体の行動指針を次のように設定します。

表 7-7 各主体の行動指針

区民		不要なプラスチックは断る・見直すように努めます
事業者	一般事業者	プラスチックを代替できる商品の購入に努めます
	販売事業者	プラスチックを代替できる商品の販売促進に努めます
	飲食店等	使い捨てプラスチックの使用の見直しに努めます
	従業者	不要なプラスチックは断る・見直すように努めます
区		脱プラスチックに取り組みます
		東京都と協働して事業系プラスチック対策に取り組みます
		情報を収集し、区民・事業者への普及啓発を行います

②区民行動計画

区民は、プラスチックごみ削減のため、次のように取り組みます。

○情報収集・学習

- ・プラスチックが環境に及ぼす影響等を学習します。
- ・プラスチックごみ削減のための具体的な方法について情報を収集します。

○プラスチックごみ削減の実践

- ・飲食店等で使い捨てのスプーンやフォークなどを断ります。
- ・外出時には、マイボトルやマイストロー、マイ箸などを持参します。
- ・マイバッグを持参して、不要なレジ袋を断ります。
- ・飲み物を買うときは、なるべくびんや缶を選びます。
- ・詰め替え製品を選択し、プラスチックごみを削減します。

○プラスチック分別回収への協力

- ・対象品目をプラスチック（資源）の日に排出します。
- ・汚れたプラスチックやプラスチック以外のものが混入しないようにします。

○適正な排出

- ・プラスチックごみが散乱することがないように、防鳥ネットを用い適正に排出しま

す。

- ・街の美化運動などプラスチックごみの散乱を防止する運動に参加します。

③事業者行動計画

区内の事業者は、プラスチックごみ削減のための事業活動として、次のように取り組みます。

○一般事業者・従業者

- ・備品や消耗品の購入に際しては、プラスチックを使用していない製品を選びます。
- ・プラスチックを使用した製品を購入する場合には、生分解性プラスチックやバイオマスプラスチックなど環境性能が認められた製品を選ぶように努めます。
- ・マイボトルやマイカップを使って、使い捨てプラスチック製品を使わないようにします。
- ・社員食堂等では使い捨てのプラスチック食器類を廃止します。
- ・イベント等における使い捨てプラスチック製品の使用を見直します。
- ・従業者は、区民と同様の取組を実施します。

○販売事業者

- ・プラスチック以外の再生可能な資源を使っている製品を取り扱い、消費者の選択肢を広げます。
- ・使い捨てのスプーンやフォークなどは、希望する人だけに渡します。
- ・環境への影響を考慮した上でバイオマスプラスチックを使用します。
- ・包装のサイズを適正化して、プラスチックの過剰な使用を減らします。

○飲食店等

- ・お弁当は何回も使える弁当箱やプラスチック以外の容器で販売します。
- ・使い捨てのプラスチック食器類をやめて、紙製や繰り返し使えるものにします。

7.2 施策の体系

目標達成のための具体的施策について、施策の体系を項目ごとにまとめました。

1 区民を対象とした 普及啓発・協働の推進

- (1) 情報の提供
- (2) イベント等の開催や環境学習の場の提供
- (3) 地域活動団体等との連携

2 事業者を対象とした 普及啓発・協働の推進

- (1) 情報の提供
- (2) 事業者との連携

3 家庭系の3Rの推進

- (1) リデュース（発生抑制）の推進
- (2) 生ごみ減量活動の推進
- (3) モノを長く使うライフスタイルの促進
- (4) リユース（再使用）の推進
- (5) 集団回収の推進
- (6) 資源回収の推進

4 事業系の3Rの推進

- (1) 大規模・中規模事業所の3R推進
- (2) 小規模事業所の3R推進
- (3) 区の率先した取組の推進

5 適正処理の推進

- (1) 適正な収集体制の維持
- (2) 区で収集しない廃棄物への対応
- (3) 適正排出の推進
- (4) 事業系ごみの自己処理の促進
- (5) 中間処理・最終処分
- (6) 災害時の対応
- (7) 感染症発生時の対応

6 運営管理体制の充実

- (1) 双方向の情報交換と区民参画
- (2) 国等への要望
- (3) 行政内部での連携
- (4) 処理費用負担の検討
- (5) 情報の公開

7.3 個別施策

項目ごとに、主な施策をまとめました。

1 区民を対象とした普及啓発・協働の推進

循環型社会の実現に向けて、発生抑制をはじめとした3Rや適正処理の推進を図るためには、区民一人ひとりがごみ減量や資源化に対して主体的に取り組み、意識を高めていく必要があります。

本区は、区民に対して、ごみ・資源の分別やリサイクル方法などの情報を的確に伝えるとともに、地域活動団体等との協働や環境学習の場の提供を通して、効果的な普及啓発に取り組めます。

(1) 情報の提供

区民は、様々な年代やライフスタイルで生活しています。区民に対して、ごみの減量や3Rに関する情報を的確に伝えていくためには、それぞれの特性に応じた多様な手法を活用する必要があります。

本区は、区報・啓発紙・ホームページなど従来の広報媒体に加え、世の中の状況を見据えながら、SNS（LINE等）を活用して、幅広い年齢層や外国人住民に対しての周知・啓発を行います。

①「ごみと資源の分け方・出し方」作成・配布

- ・概ね3年ごとに全戸配布版を作成・配布します。
- ・増加する外国人住民への対応として、多言語化等の必要な措置を講じます。

②区報・チラシ・CATVでの周知・啓発

- ・区設掲示板や「Bーぐる」を活用し、3Rや適正処理に関する啓発記事やイベント・講座等の様々な情報の周知を行います。

③啓発紙「Bunkyo ごみダイエット通信」の発行

- ・3Rの方法やリサイクルの現状、先駆的な取組の紹介等を区民に伝えるための啓発紙を発行します。

④児童向けパンフレット作成・配布

- ・子どもの頃からごみや資源について関心を持ってもらうため、児童を対象にしたごみ分別等に関するパンフレットを作成し、ふれあい講座やイベント等で配布します。

⑤キャラクターの活用

- ・既存のキャラクターを活用しながら、年齢や性別などを問わないキャラクターの作成を必要に応じて検討します。

⑥リサイクル推進協力店※の紹介

- ・店舗の取組を各種広報媒体を活用して区民に紹介します。

⑦ぶんきょう食べきり協力店の紹介

- ・店舗の取組を各種広報媒体を活用して区民に紹介します。

⑧事業者による自主回収の情報提供

- ・拡大生産者責任の原則により実施される、小型充電式電池や携帯電話などの事業者による自主回収について、区民への情報提供に努めます。

⑨ホームページ・SNS（LINE 等）の活用

⑩チャットボット※による「ごみ分別案内サービス」

- ・ごみの分別や収集等、区民からのごみに関する簡単な質問に迅速に回答するため、区ホームページやLINE 上で24 時間365 日自動応答します。
- ・多言語化等、区民の利便性向上に資する機能の導入を検討します。

⑪廃棄物処理施設見学会の周知

- ・東京23 区の清掃工場や中防処理施設等の見学会の周知を行います。

※リサイクル推進協力店とは

各種資源の回収、生活用品の修理などといった3 R活動に積極的に取り組む店舗等を「リサイクル推進協力店」として登録し、ホームページやリーフレット等で区民に取組を紹介することで、小売業等におけるリサイクル活動の拡大及び区民のリサイクル意識の向上を図ります。

※チャットボットとは

人工知能（AI）を活用した「自動会話プログラム」のことです。

（2）イベント等の開催や環境学習の場の提供

ごみの減量は、区民の意識とそれに伴う日々の行動の結果、実現できるものであり、区民に対して様々な機会を捉えた普及啓発や動機付けが必要になってきます。

本区は、区民の3 Rや清掃事業への理解・関心を深めるため、フリーマーケットや施設見学会などのイベントを開催するほか、環境・リサイクル分野の専門家による講演や体験・出張講座などを行うことで、区民が家庭や地域でできるごみ減量の取組を推進します。そのほか、区の他部署によるイベントにおいても普及啓発を行うことで、普段、ごみへの関心が薄い区民に対しても3 R意識の向上が期待できます。

また、次代を担う子どもたちが正しい分別方法やごみ減量のための取組について学び、環境に配慮した生活習慣を身に付けられるよう、区内小学校等での環境学習を行います。

①文京エコ・リサイクルフェアの開催

- ・リサイクル・環境活動団体等による展示やリサイクル工作、区民によるフリーマーケットなどを開催します。
- ・出展団体の拡大や体験型のブースなど、魅力や賑わいの創出に努めます。

②ステージ・エコ（フリーマーケット等）の開催

- ・区民によるフリーマーケットのほか、社会貢献活動（各種資源の回収）や3 R活動等のブースを設置します。

③文京 eco カレッジの開催

- ・区のリサイクル清掃事業や環境問題への理解を深めながら循環型社会や3 Rについて学習する講座を「文京 eco カレッジ」として開催します。

●リサイクル推進サポーター養成講座

- ・3 R推進・啓発活動に取り組む人材を育成するための環境問題に関する講座や施設見学

●夏休みリサイクル見学会

- ・リサイクル施設等への見学会

●モノ・フォーラム

- ・3 R活動等の有識者を招いた講演会

●エコ先生の特別授業

- ・エコや環境の専門知識を有した講師を出張派遣し、3 R実践のコツ等を学ぶ出前講座

●生ごみ減量塾

- ・家庭での生ごみ減量及び堆肥化を通じて、リサイクルへの理解を深める講座

●エコ・クッキング[※]教室 （※「エコ・クッキング」は、東京ガス（株）の登録商標です。）

- ・生ごみの発生抑制や環境に配慮した食生活について調理を通じて学ぶ講座

●親子環境教室（環境政策課実施）

- ・親子で動植物、天気や地球温暖化等の環境について学ぶ講座

●環境ライフ講座（環境政策課実施）

- ・環境保全に対する啓発活動を担う人材を育成する講座

④集団回収実践団体バス見学会の開催

⑤ふれあい講座（区内小学校・幼稚園等）の実施

- ・児童対象の環境学習の場として、清掃体験実習車を活用した講座

⑥児童向けパンフレット作成・配布（再掲）

⑦各種イベントでの普及啓発の実施

- ・環境問題や3 Rに関するクイズや体験学習等の実施

⑧子ども服無料頒布会

- ・回収した再使用可能な子ども服を無料頒布することでリユース（再利用）の促進を図るとともに、モノを長く使うライフスタイルを促進するために開催する子ども服の無料頒布会
- ・民間事業者と連携し、頒布機会のさらなる確保を検討します。

（３）地域活動団体等との連携

効果的な普及啓発を推進するには、様々な主体がそれぞれの強みを生かしながら、連携して取組を進めていくことが重要です。

区は、区内の団体等と連携して普及啓発を行っていくほか、イベントの協働開催などを通して、引き続き、各主体間のコーディネーターとしての役割を担っていきます。

①地域活動団体、NPO などとの協働及び育成支援

- ・文京エコ・リサイクルフェア（再掲）
- ・ステージ・エコ（フリーマーケット等）（再掲）
- ・夏休みリサイクル見学会（再掲）
- ・エコ先生の特別授業（再掲）
- ・生ごみ減量塾（再掲）

②不動産関連団体、大学との連携

③集合住宅管理会社や管理人を通じた情報提供や普及啓発

④関係団体間のネットワーク形成のための取組

⑤事業者や大学と連携した３Ｒ推進・普及活動

- ・「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」※に参加します。
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者との連携により、パソコン及び小型家電を回収します。
- ・大学の環境ゼミナール等に対し、イベントの出展を勧奨します。
また、大学と連携した３Ｒ推進・普及啓発について検討します。
- ・大学と連携し、食品ロス削減に向けた普及啓発について検討します。

⑥区内店舗との連携体制の強化

- ・「リサイクル推進協力店」や「ぶんきょう食べきり協力店」に対し、顧客への普及啓発を協力依頼します。
また、登録店舗の取組（各種資源の回収や生活用品の修理等）を区民に紹介します。
- ・フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」を活用した食品ロス削減の普及啓発について、区内店舗と連携して取り組んでいきます。

※インクカートリッジ里帰りプロジェクトとは

インクカートリッジの回収から再資源化までのリサイクル活動を推進する、プリンターメーカー4社共同のプロジェクトです。

2 事業者を対象とした普及啓発・協働の推進

廃棄物処理法により、事業者は、その事業活動に伴って生じたごみ・資源について、事業規模にかかわらず、自らの責任で適正に処理する必要がある、排出に当たっては一般廃棄物処理業者への委託等による自己処理が原則です。同時に、環境負荷の低減や排出者責任の原則から、事業活動により生じるごみの減量や資源の再利用に努めることとされています。

事業者の自己処理を推進するには、普及啓発の拡充に加え、事業系ごみの適正処理に関する情報提供が不可欠です。

本区は、情報提供や連携を強化することで、事業者の理解を深めながら意識向上を図っていきます。

(1) 情報の提供

本区は、分別ルールや排出方法など基礎的な情報の提供に加え、ごみ減量の意義や方法を分かりやすく伝えることで、事業者への普及啓発に努めます。

①「ごみと資源の分け方・出し方」作成・配布（再掲）

②区報・チラシ・CATVでの周知・啓発（再掲）

③医療廃棄物適正処理マニュアルの活用

・区ホームページで公開しているマニュアルの活用を推奨していきます。

④先進的な取組事例の紹介

・事業者の参考となる事業系ごみの減量や再利用の積極的な取組をまとめた好例集「真似しよう！事業系ごみ削減プロジェクト」を講習会等で活用します。

⑤ホームページ・SNS（LINE等）の活用（再掲）

(2) 事業者との連携

本区は、事業者の3Rや適正処理についての理解と意識向上を図るため、事業者との連携を強化し、支援を行います。

①リサイクル推進協力店（再掲）

②ぶんきょう食べきり協力店（再掲）

・登録店舗数を拡充させるとともに、店舗等との連携体制を強化します。

③フードシェアリングサービス「文京×タベスケ」（再掲）

- ・登録店舗数を拡充させるとともに、店舗等との連携体制を強化します。

④脱プラスチック製容器等購入費補助金

3 家庭系の3Rの推進

循環型社会を実現するためには、区民一人ひとりが発生抑制をはじめとした3Rに日常的・継続的に取り組み、ごみを出さないライフスタイルが求められています。本区は、区民等が主体的に3R推進に取り組めるよう、情報提供や環境の整備に努めます。

特に、可燃ごみの約3分の1を占める生ごみの減量は重要な課題であり、さらなる発生抑制のための取組を推進する必要があります。

また、限りある資源を有効に活用するため、モノを長く使うライフスタイルの促進やフリーマーケット等を通じたリユースの推進を図るほか、集団回収や資源回収の推進に取り組めます。

(1) リデュース（発生抑制）の推進

ごみを出さないライフスタイルを定着させるためには、区民一人ひとりがリデュースの重要性を認識し、日常生活に取り入れやすい行動から始めていくことが大切です。

本区は、リデュースのためにできる具体的な取組について、様々な広報媒体による情報提供を継続的にを行います。

- ①区報・チラシ・CATVでの周知・啓発（再掲）
- ②啓発紙「Bunkyo ごみダイエット通信」の発行（再掲）
- ③ホームページ・SNS（LINE等）の活用（再掲）
- ④児童向けパンフレット作成・配布（再掲）
- ⑤各種イベントでの普及啓発の実施（再掲）
- ⑥食品ロス削減に向けた取組

- ・家庭で消費しきれない未利用食品を回収し、フードバンクを通じて福祉施設等に寄付するフードドライブを実施します。フードドライブでは、リサイクル清掃課窓口やイベント時の回収のほか、食品を持参することが困難な方を対象に、ゆうパック着払いを活用した「自宅訪問受取サービス」を行っています。

(2) 生ごみ減量活動の推進

家庭から排出される可燃ごみの約3分の1を生ごみが占めており、この生ごみを少しでも減らすことができれば大幅なごみの減量につながります。

本区では、さらなるごみ減量を推進するため、生ごみの発生抑制やリサイクル活動が持続的な習慣として定着するよう、講座や普及啓発を通じて支援に取り組みます。

- ①生ごみ減量塾の開催（再掲）
- ②エコ・クッキング教室の開催（再掲）
- ③家庭用生ごみ処理機等購入費補助金
- ④生ごみの水切り行動の推進
- ⑤生ごみ減量リーフレットの活用

（３）モノを長く使うライフスタイルの促進

大量消費に流されず、モノに愛着を持って長く使うことは、素材や品質にこだわって本当に気に入ったものだけを買う生活習慣を醸成し、資源の節約やごみ減量につながります。

本区は、修理ショップ等の情報提供を行うほか、整理された空間での暮らしやモノを大切に使うライフスタイルについての普及啓発に努めます。

- ①文京エコ・リサイクルフェアの開催（再掲）
 - ・「おもちゃの病院」によるおもちゃ修理を実施します。
- ②生活用品の修理ショップ等の情報提供
- ③エコ・環境に関する講座での普及啓発
 - ・エコ先生の特別授業（再掲）
 - ・リサイクル推進サポーター養成講座（再掲）
 - ・親子環境教室（環境政策課実施）（再掲）
- ④各種イベントでの普及啓発の実施（再掲）
- ⑤消費者向け啓発講座との連携の検討

（４）リユース（再使用）の推進

リユースを進めるためには、本区の事業と民間事業者の運営する店舗との連携が不可欠です。フリーマーケットの支援やリサイクルショップなどの情報を提供するほか、イベントを通じて不用品の再活用を図り、区民のリユースを推進します。

- ①ステージ・エコ（フリーマーケット）の開催（再掲）
 - ・家庭で使われずにいた陶磁器製食器類（未使用）の回収・頒布会を開催します。
- ②リサイクルショップの情報提供
- ③生活用品や食品の再活用
 - ・民間事業者「ジモティー」と連携し、不用となった生活用品のリユースを図ってい

きます。

- ・フードバンクと連携し、家庭で余っている食品を集めて寄付します。

④子ども服無料頒布会（再掲）

（５）集団回収の推進

集団回収は、単に資源の回収にとどまらず、地域コミュニティの活性化やリサイクル意識の向上という意義を持つ、区民が行える重要なリサイクル活動です。回収費用も行政が行う集積所回収に比べて低く抑えることができるため、情報提供や普及啓発に努め、推進していきます。

- ①地域活動団体等への働きかけ
- ②集団回収実践団体・回収業者への支援
- ③集団回収実践団体への感謝状贈呈
- ④集団回収実践団体バス見学会の開催（再掲）

（６）資源回収の推進

家庭ごみの約２割を占める、分別されずに排出された資源について、一層の分別の徹底を推進します。

また、区民の多様なニーズに対応できるような資源回収のあり方について検討します。併せて、粗大ごみからの有用金属回収を行うなど、幅広く資源化を進めていきます。

- ①資源回収の実施
- ②拠点回収拡充の検討
- ③資源の持ち去り対策

- ・区内各警察署と連携したパトロール及び清掃職員によるパトロールを実施します。

- ④雑がみの回収量拡大に向けた普及啓発
- ⑤粗大ごみの資源化
- ⑥不燃ごみの資源化の検討
- ⑦事業者の自主回収との連携

- ・携帯電話、オートバイなど、事業者の自主回収に関わる情報を区民に周知し連携を図っています。

また、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、区施設で回収を実施するなど、事業者と連携した資源化を進めます。

- ⑧新たな回収品目の検討
- ⑨プラスチック分別回収事業の実施

- ・容器包装プラスチック及びプラスチック製品を、プラスチック（資源）の日に分別回収します。

4 事業系の3Rの推進

区のごみの5割以上を占めていると推計される事業系ごみについて、3Rや適正処理を推進するため、本区は、事業所の規模や業種に応じた取組を進めます。

大規模・中規模事業所から排出される事業系ごみ量の削減は、区全体から排出されるごみ量の削減に大きく寄与するため、ごみの発生抑制をはじめとする3Rを推進するための指導、助言を行っていきます。

また、小規模事業所に対しては、効率的なリサイクルシステムの利用を推進していく等、適正排出に向けた啓発を強化していきます。

（1）大規模・中規模事業所の3R推進

事業用建築物の所有者に対する指導や廃棄物管理責任者への講習会等を通じて、3Rと適正処理の推進を働きかけます。

- ①事業用大規模建築物の所有者への指導・啓発
- ②事業用中規模建築物の所有者への指導・啓発
- ③食品リサイクル法に基づく生ごみリサイクルの働きかけ
- ④廃棄物管理責任者講習会の実施
 - ・eラーニングを活用して廃棄物管理責任者講習会を実施します。
- ⑤再生品利用の働きかけ
- ⑥事業系プラスチックの排出実態の把握
- ⑦東京都と連携した事業系プラスチック対策

（2）小規模事業所の3R推進

自主的なリサイクルシステムに取り組むことが困難な事業者に対し、3R推進のための取組を支援します。

- ①^リRサークルオフィス文京[※]の普及
- ②産業別リサイクル[※]の支援
- ③生ごみ減量の推進

※R^リサークルオフィス文京とは

文京区リサイクル事業協同組合（文京区内で資源回収に携わる6事業者で構成された協同組合）が、区の収集よりも安価な処理料金で、延床面積が概ね3,000㎡未満の事業所から排出される古紙、びん、缶などの資源を回収するシステムです。

※産業別リサイクルとは

文京区の地場産業である印刷業・製本業を営む事業所から出る裁断紙を効率的にリサイクルするシステムで、回収業者が無料で回収を行っています。区では印刷工業組合・製本工業組合を通じて排出業者に回収用資材（回収袋）の支援を行っています。

（３）区の率先した取組の推進

本区は、文京シビックセンターをはじめとする区施設で3R推進に積極的に取り組み、事業者の規範となるよう努めます。

①職員のプラスチックごみ発生抑制行動の推進

②分別ボックス利用や両面・裏面印刷などの徹底

③庁内不用品の相互有効活用

④除籍図書を活用

⑤ボトルディスペンサー型水飲栓の設置

・区有施設の一部にボトルディスペンサー型水飲栓を設置し、マイボトルの活用を呼びかけることでペットボトルの削減を図ります。

⑥区施設における再生品の積極的な利用

⑦公共工事における再生品の積極的な利用

⑧区が主催する会議におけるペットボトル飲料の提供自粛

⑨職員の食品ロス削減に向けた普及啓発の実施

5 適正処理の推進

区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するためには、ごみの収集運搬・中間処理・最終処分に至る過程において、公衆衛生と環境保全の水準を維持していくことが不可欠です。本区は、東京二十三区清掃一部事務組合や東京都と連携し、環境負荷の低減とコスト削減に努めながら、適正なごみ処理に努めます。

（１）適正な収集体制の維持

公衆衛生の維持と生活環境の保全を図るため、ごみ集積所等に排出されたごみについては、現状の収集体制を基本として、安定的かつ効率的に収集を行います。

また、環境負荷の低減とコスト削減に配慮しつつ、高齢化社会の進展など社会情勢に対応したきめ細やかな収集体制に努めます。

- ①効率的な収集体制の構築
- ②高齢者等を対象とした訪問収集※
- ③防鳥ネットの貸出
- ④動物死体の処理
- ⑤環境負荷の少ない収集車両の導入
- ⑥不燃ごみ中継事業の千代田区への委託
- ⑦あわせ産廃※の収集
- ⑧不法投棄対策

※訪問収集とは

満 65 歳以上の方や障害者の方のみなどで構成され、ごみ・資源を集積所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、清掃職員が戸別に玄関先から収集する事業です。

※あわせ産廃とは

小規模事業所から排出される産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチックについて、一般廃棄物と同様の方法で処理されるものをいいます。

（２）区で収集しない廃棄物への対応

家電リサイクル法対象機器やパソコンなど事業者によるリサイクルが法律で義務付けられている品目、又は、携帯電話やオートバイなど事業者等が自主回収をしている品目については、事業者への引き渡しを周知します。バッテリー、耐火金庫、消火器など区で処理できないごみについては、処理方法や処理事業者を紹介し、適正処理を促進します。

- ①家電リサイクル法対象品目への対応
- ②家庭用パソコンへの対応
 - ・小型家電リサイクル法の認定事業者と提携し、宅配便を利用した回収を実施します。
- ③事業者の自主回収との連携（再掲）
- ④適正処理困難物への対応

（３）適正排出の推進

ごみの適正処理の基本は分別です。本区で定めた分別区分や収集日などの排出ルールについて、区民や事業者に働きかけます。

- ①有料ごみ処理券の適正貼付指導

②事業用大規模建築物の所有者への指導・啓発（再掲）

③事業用中規模建築物の所有者への指導・啓発（再掲）

④在宅医療廃棄物への対応

⑤医療廃棄物適正処理マニュアルの活用（再掲）

⑥ふれあい指導※の実施

- ・増加する外国人住民への対応として、A I 通訳機を活用し、分かりやすく正確に指導・啓発していきます。

⑦有害ごみ・危険物対策

- ・業界団体などと連携し、適正排出のための普及啓発を行っていきます。
- ・リチウムイオン電池等の小型充電式電池・小型充電式電池内蔵製品の窓口回収を実施します。

⑧集合住宅への指導体制の強化

⑨一般廃棄物処理業者への許可・指導事務

※ふれあい指導とは

区民等と対話しながら地域のごみ問題の解決を図るため、文京清掃事務所にふれあい指導班を設置し、集積所の巡回指導を行います。

（４）事業系ごみの自己処理の促進

事業系ごみの自己処理の原則を促進するため、一般廃棄物処理業者への委託の促進や、集積所への排出基準の見直しなどを検討します。

①一般廃棄物処理業者の斡旋

（５）中間処理・最終処分

中間処理については、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理体制を維持し、環境負荷の少ない中間処理を実施します。

最終処分については、東京都が管理運営する最終処分場で埋立処分するとともに、処分場の長期延命化に向けた施策に協力します。

①東京二十三区清掃一部事務組合による中間処理

②中間処理による減容化・資源化

③最終処分の東京都への委託

④最終処分場の延命化

（６）災害時の対応

大地震や激甚な風水害により被害を受けた際は、大量の廃棄物が発生し、通常時の収集・運搬・処分が困難になると想定されることから、必要な対策を図っていきます。

①文京区地域防災計画における「ごみ・し尿・がれき等処理計画」に基づいた対応

②災害時等を想定したごみ収集車等の配車訓練の実施

③災害時等を想定した通信訓練の実施

- ・東京 23 区の区域における大規模災害発生後の被災状況及び支援体制等の情報収集を図るため、各区及び清掃協議会間において定期的な通信訓練を行います。

④「特別区における災害廃棄物対策に向けた協定」に基づいた対応

- ・大規模災害により東京 23 区内が被災した場合、円滑かつ迅速に災害廃棄物の収集・運搬等の対応を行うため、各区等の共同処理及び事業者団体等への協力要請に関する基本的事項を定めた協定に基づいて対応します。

⑤「文京区災害廃棄物処理計画」に基づいた対応

- ・首都直下地震をはじめとする大規模災害に伴い発生した災害廃棄物に関する基本的な考え方、処理体制、処理方法などの基本的事項を定めた計画に基づいて対応します。
- ・新たな検討課題への対応、各種関連計画の改定や他地域における災害時の教訓などを踏まえ、必要に応じて計画の見直し、改定を行います。

（７）感染症発生時の対応

廃棄物の処理は、区民生活を維持し経済を支える上で必要不可欠な社会的インフラです。新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症が発生した際は、マスクの捨て方など適正な廃棄方法を区民に周知した上で、廃棄物を適正に処理しながら、清掃事業に従事する職員の感染予防を講じるとともに、安定的に業務を継続することが求められています。

しかしながら、職員の感染状況等によっては、通常時の収集・運搬・処分が困難になることも想定されることから、必要な対策を図っていきます。

①「廃棄物処理事業継続計画（新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症の発生時）」に基づいた対応

6 運営管理体制の充実

3 Rや適正処理を推進し、循環型社会を実現するため、区民・事業者・区の三者の情報交流を図りながら連携を強化していくとともに、全国的な対応が必要な事項や本区単独では解決が困難な課題について、国や業界団体に対する働きかけを行います。

また、リサイクル清掃事業に関する処理費用負担について検討し、情報公開についても積極的に取り組みます。

(1) 双方向の情報交換と区民参画

循環型社会を構築するためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を担い実行することが重要です。そのためには、本区から区民等に対して一方的に情報を提供するのではなく、様々な機会を捉えて双方向の情報交流を図り、リサイクル清掃事業に区民等の意見を反映していきます。区は、区民等がそれぞれの連携を密に保てるようコーディネーターとしての役割を担います。

併せて、区民等の中から3 R推進について広く普及啓発等を行う担い手を育成し、その活動を支援していきます。

①文京区リサイクル清掃審議会の運営

②地域活動団体、NPO などとの協働及び育成支援（再掲）

③関係団体間のネットワーク形成のための取組（再掲）

④リサイクル推進サポーターの育成と活動の拡充

- ・サポーター同士が連携して行う3 R推進活動について支援します。

⑤意見交換会の開催

- ・サポーター連絡会にて意見交換を行います。
- ・各種講座の中で意見交換の機会を設けます。

(2) 国等への要望

製造・販売事業者に対しては、拡大生産者責任に伴う生産・流通・販売時の包装材等の発生抑制や再生品の利用、資源化しやすい材料の利用について、家庭ごみの排出抑制につながるよう働きかけていきます。

①製造・販売事業者への拡大生産者責任の拡充要請

②エアゾール缶等の安全な収集・処理に関する要請

（３）行政内部での連携

循環型社会を実現するため、リサイクル清掃部署をはじめ、関係部署との連携・協力を推進します。

①他部署との連携

- ・文京エコ・リサイクルフェア（再掲）や他部署主催のイベント等において、関係部署と連携・協力を図ります。
- ・ボトルディスペンサー型水飲栓の設置（再掲）は熱中症対策にも資することから、関係部署と連携・協力を図ります。

（４）処理費用負担の検討

家庭ごみ有料化の導入については、情報収集や調査・研究に努めます。

事業系ごみについては、自己処理の原則に則り、定期的に処理手数料の見直しを行います。

①家庭ごみ有料化の調査・研究

②事業系ごみ処理手数料の改定

（５）情報の公開

リサイクル清掃事業の透明性を高め、区民等のごみ減量や３Ｒに対する意識向上を図るため、区民等に対してごみ・資源量やコストに関する情報を公開していきます。

①ごみ・資源量、処理コストの情報公開

②「文京区のリサイクルと清掃事業」（事業概要）の発行

第8章 生活排水処理

8.1 収集状況

区内の下水道普及率は100%で、区内の一般家庭において、現在使用されているくみ取り便所はありません。

また、浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、汚水（作業所内で発生するもの）、事業系し尿については、区が業務を許可した一般廃棄物処理業者が収集・運搬及び処理を行っています。

8.2 処理方法

処理業者によって収集・運搬された、浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、汚水（作業所内で発生するもの）、事業系し尿については品川清掃作業所又は民間処分施設において処分されています。最終的にはほとんどが下水道放流されますが、一部、焼却・埋立等されるものがあります。

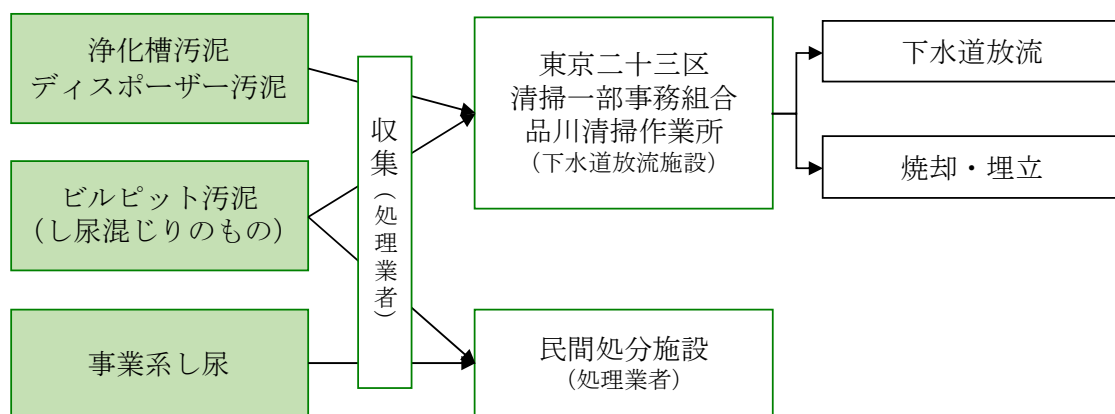


図8-1 生活排水の処理フロー